

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (2 8 . 3 定)			
日 時	平成 2 8 年 9 月 2 1 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、中村（誠吾）副委員長、安斎・高野・斉藤・鈴木・ 酒井（隆行）・面野・新谷各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
		書 記	
		記録担当	

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野さくら委員、酒井隆行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、中村岩雄委員が安斎委員に、松田委員が斉藤委員に、中村吉宏委員が鈴木委員に、川畑委員が新谷委員に、山田委員が酒井隆行委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、民進党、自民党、新風小樽の順といたします。

○斉藤委員

◎水害対策について

まず、水害対策について伺いたいと思います。

水防法で、市内における水防を十分に果たす責任があるという一般質問の御答弁でしたが、その責任を全うするためにも、各河川管理者、各ととっても北海道しかないですけれども、北海道、小樽市以外の河川管理者との情報共有というものが重要なことではないかということで、水位ですとか、降水量だとか、その流域における地域の住民からのいろいろな、もうあふれそうだとか、橋が流されそうだとかという、そういった情報等をしっかりと河川管理者とともに情報を共有して、最終的には小樽市の水防法における責任ということになるのですが、情報共有ということについても非常に大事なことではないかと思うので、その点を確認させていただきたいと思います。

○（総務）災害対策室半田主幹

今、御質問のありました北海道との河川に関する情報の共有につきましては、市内においては、蘭島川、塩谷川、勝納川、それと朝里川と星置川について、10分ごとに観測される河川の水位や流量のほか、雨量やレーダーで観測した降雨強度に関する情報を、市町村向けの川の防災情報というホームページから提供を受けております。

また、北海道に対して市民等から河川に関する通報が本市より先にあった場合につきましては、北海道は道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有することから、本市に対し、その通報内容を通知することとなります。このように河川に関する情報ですとか、こういった市民からの情報に基づいて、十分な連携を図って水防活動に役立ててまいりたいと考えております。

○斉藤委員

国道5号から下流側のキライチ川です、一般質問で聞いたのですけれども、2級河川として北海道が管理していると。その部分の立木とか、かなり草木が生い茂っている状態、川の中が林になっているということがあるのですが、それを一般質問で処理する計画があるということはお聞きをしましたけれども、時期がわからないということだったので、少し日にちがたちましたので、そういった部分についての、いつごろ、どういうふう処理されるのかという部分はわかりましたでしょうか。

○（建設）建設事業課長

北海道に確認をしたところ、木の除去につきましては、今年度を予定しているのですけれども、土砂のしゅんせつに関しましては、来年度以降を予定しているという回答をいただいております。

○斉藤委員

なるべく、今年度と言わず、もう今月中にでも早速やっていただきたいというのが、やまやまですけれども、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。

◎違法人事について

次に違法人事について伺いたいと思います。

9月14日の一般質問の際の再々質問で確認をしたいのですが、市長は、総務部の人事案を正式に受け取ったのは4月30日というふうに答弁されましたけれども、これでよろしいでしょうか。

○市長

先日も答弁させていただきましたけれども、4月30日に正式に受け取っております。

○斉藤委員

それで、正式にという、別に私は正式か非公式か聞いたわけではないのですが、わざわざ市長が正式にと断られたのは何か理由があつてのことなのかと。正式にとわざわざ言うからには非公式にという、何か仮に受け取ったとかというのがあるから、正式にとわざわざ断られたのかと少し気になったのですが、もう一度伺いたいと思います。

○市長

参考人からもお話があつたかと思いますが、就任前の4月28日、この日に人事についてのお話を受けたところでございます。そのときに、その人事案用意されていたと記憶しているところでございますが、しかしながら私はまだ就任前ということでありまして、そのときに具体的な打ち合わせ等を行っておりません。ですから正式には4月30日からということ話をさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

非常に微妙な発言をされたのですが、その28日というのは用意されていただけですか。

○市長

恐縮ですが、今、1年半前のことなので、明確な記憶ではないと、恐縮ですが、最初にお伝えをさせていただきますけれども、私の記憶によれば、たしか、4月28日のときに目を通しておいてほしいということで、茶封筒に入れて渡されたと思っておりますが、私自身は、先ほど話したように、就任前ということを受け取れないという話をしたところでありますけれども、結果的にたしか私はそのとき渡されたのかなというふうに思っております。

ただ、就任前にそのことを確認するというにはやはりならないということで、私自身は中身を見ておりませんので、ですから正式に受け取ったのは4月30日ということでございます。

○斉藤委員

受け取ったのですか、受け取らなかったのですか。

○市長

私は、受け取ったと記憶をしているところでございます。

○斉藤委員

それは、受け取ったけれども、中は見なかったと。場面としては、どういうところですか、4月28日の。市役所でということですか。市役所にいらっしゃって、8月9日の総務常任委員会での参考人のお話によれば、28日に、市長が10時ごろ市役所にいらっしゃって、その後、市長応接なのか、どこかそういうところという参考人の発言だったかと思うのですが、そのときにということですね。

○市長

恐縮ですが、どの場面、どの部屋でということまで、私自身も覚えていない部分でもありますが、ですから本当に記憶に頼るところで大変恐縮ですが、場所までは、いつ、どこで、その日の場所はとかということまで、申しわけありませんが、はっきりとした記憶の中ではありません。

○斉藤委員

部屋まではわからなくても、市役所だったのですね。

○市長

同じことを繰り返して恐縮ですけれども、そのあたりが記憶が定かではありませんので、場所までは覚えていないというところでございます。

○斉藤委員

市長の記憶によれば、市役所であったかどうかはわからないと。28日に、何か茶封筒で、そういう人事案らしきものを受け取りはしたけれども、中身を見はしなかったと。その場所が、市役所か市役所でなかったかもはっきりしないということなのですね。

実は、一部報道機関に対しまして、小樽市コンプライアンス委員会宛での公益通報の内容が送りつけられているということだそうでございます。通報者は匿名ということですが、その内容によれば、総務部の人事案が、4月30日ではなくて、4月28日に森井秀明氏に提示されたとの記載があるようでございます。

コンプライアンス委員会に伺いますが、コンプライアンス委員会では、そのような通報の事実を確認されましたか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今、御質問の公益目的通報につきましては、8月29日に受理を、受け付けをしております、9月12日にコンプライアンス委員会から市長に、その概要等について報告をいたしております。

内容につきましては、平成28年8月9日の総務常任委員会において、通報対象者は、27年6月の人事案について、同年4月28日に森井氏に提示したということを発表している。4月29日まで市長は中松義治氏であり、通報対象者はこの時点で、一市民である森井氏に職員が知り得た秘密を露呈したことになり、地方公務員法第34条、秘密を守る義務に違反するという内容でございました。

○斉藤委員

今の通報内容というのは、その通報者自身が実際に見た、あるいは目撃したことではなくて、何か伝聞のように聞こえたのですが、その辺を正確にお願いします。

○（総務）コンプライアンス推進室長

通報の内容につきましては、いろいろなことが記載はされているのですが、今申しましたように、平成28年8月9日の総務常任委員会において、重大な発言があったということを指摘されております。

○斉藤委員

そうではなくて、4月28日に森井氏に提示をされた、見せられたというか、そのように通報しているのでしょうか、その部分が伝聞のような書き方ではないかと聞いたのですけれども。

○（総務）コンプライアンス推進室長

通報者は、このことに関して目撃している人がいると聞いているというふうにも書かれてありました。

○斉藤委員

だから、目撃した人がいたので、そのように聞いているという通報なのですね。

今のこの内容というのは、8月9日の総務常任委員会での参考人の発言について重大な疑義があるというような通報ですけれども、このことについてのコンプライアンス委員会としての、信憑性といいますか、受理はされたということですが、実際にその内容について調査等される検討はされているのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

コンプライアンス委員会においては、調査の必要性はなしと判断をされております。

○斉藤委員

調査はしないということは、信憑性がないと判断をされているということでもよろしいですか。

○(総務)コンプライアンス推進室長

はい。通報対象事実の存在が確認または類推することができないという理由で、調査をしないという決定をしております。

○斉藤委員

事実が類推をすることができないということですが、市長に伺いますけれども、今の通報の話によりますと、平成27年4月28日に、森井氏に提示したという通報のようですが、これは、こういう通報があったということについて、市長はどのようにお考えになりますか。

(「お考え」と呼ぶ者あり)

○市長

わからないですね、その匿名者の方のお考えについては、私のほうで推察できる状況では……

(「それを受けて市長はどう考えているかという」と呼ぶ者あり)

私自身がということですか。私自身は、匿名者の方が何か思いのたけがあって出されたのかなと思います。

(「思いのたけ」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

市長自身が答えられているのは、この間の本会議で、4月30日に正式にと断ったのですけれども、4月30日に受け取ったと。この通報では28日と言っていると。先ほど、市長も少し定かでないところはあるけれども、28日に茶封筒を、中は見えていないけれども受け取ったような気がするのと、受け取ったのですね、中は見えていないけれども。ということですが、それは事実なのですか。28日なのですね。市役所かどうかはわからないとか先ほどおっしゃっていましたが、28日にその茶封筒を、人事案とおぼしき、中を見ていないのだからわからないが、人事案とおぼしき、それは持ってきた人がそのように説明して、人事案ですと言ったということですか。そういうものを28日に受け取ったという記憶があるというのは、事実なのですね。

○市長

前日の総務常任委員会においての参考人がお話しされた日程等のお話、またさらには、今の公益目的通報についても報告を受けていましたので、それについても、4月28日ということが出ておりましたから、私も、その話を受けて、改めて昨年のことを思い起こそうと思って何度も振り返り、ただそのとき、私、恐縮ですが、具体的に自分自身が手帳等まではつけておりませんでしたので、それをそれこそ書面で証明できるわけでもありませんけれども、私のかすかな記憶の中では、たしか28日にそういうやりとりがあったと記憶をしているので、それについては私の中では事実でございます。

○斉藤委員

これは、コンプライアンス委員会は信憑性がないとして調査されないということですが、重大なことなのですよ。

市長は、28日だとおっしゃるかもしれないけれども、参考人は、8月9日の総務常任委員会で、市長に人事案を4月30日に渡したという、30日にと限定されなかったかな、30日以降に渡したということですが、市長の記憶と全く整合性がないといえますか、市長は28日だったと。全く合わないことになるのですけれども、その点については、市長はどのようにお考えになりますか。

○市長

ですから、先ほど来話をさせていただいておりますけれども、私自身はその人事案を受けて、正式に打ち合わせを始めたのは4月30日ですから、その考えにそごや違いはないのかなというふうに思います。

○斉藤委員

正式には30日に受け取ったとおっしゃっているのですが、実際には、それは見はしなかったかもしれないけれど

も、受け取ったのは28日かもしれないと、市長、今おっしゃっている。それは大変な事実の違いなので、これは…

(「本当に人事案なのかどうか」と呼ぶ者あり)

人事案だと説明されたのですよね、28日にしろ30日にしろ。28日に説明されて受け取ったとしたら、正式ではないけれども、受け取ったということになってしまうのですよ、28日に。どうなのですか、これ大変なことですよ。

○市長

今までも何度も繰り返し、恐縮ですけれども、正式に受け取ったのは4月30日です。その前段で、28日のときに、人事案ということで用意されていたと私は認識しておりますので、そのような形で、一方的に渡されたとは私は認識しておりますけれども、そういう出来事があったのも事実です。

でも、今までも答弁させていただいたように、人事案について打ち合わせを始めたのは4月30日以降ですから、そのときから正式にそのような、打ち合わせも含めて始まっておりますので、疑義も何も私は事実どおりに答弁をさせていただいているところでございます。

○斉藤委員

いや、そうではないのです。その人事案について話が始まったのが4月30日とかどうのこうのということではなくて、渡されたのが、市長が受け取ったのが4月30日なのか、4月28日なのかというのは、大違いなのですよ。

市長は中を見なかったとか言っても、渡した人は、渡したのは4月28日だと言ったら、これは大変なことになりますよ。そこは記憶が定かでないとかなんとかいう問題ではなくて、しっかり思い出して、28日なのか、30日なのか。最初は、市長は4月30日とずっと言い続けていたのですよ。それが、正式にと突然何か注釈をつけられたのですよ、この間。正式と言うから、正式ではないときがあるのというふうな、今聞いたら、今度やはり28日が受け取っていたような気がすると言うから、受け取ったとおっしゃいましたよね。それ本当に事実なのですか。

○市長

ですから、最初にお断りを言いましたけれども、記憶が必ずしも定かではないのは事実でございます。

ただ、先ほど来話をさせてもらっているように、総務常任委員会において参考人がお話をされておりました。そのときに、4月28日に、副市長の件、または人事が急がれる件等についてというようなお話もされていたかと思えます。また、その公益通報等で、また4月28日にというお話もあって、そのようなお話を受けて、改めてその当時どうだったのかなということ私なりに思い出して、でも明確な記憶ではないところでありましたけれども、でも前段にたしか受け取ったなということで、何となく記憶しているところなので、そのように話をさせていただいたところでございます。

(「何となくじゃだめだわ」と呼ぶ者あり)

事実をということでお話ですから、私の記憶に従ってではありますけれども、それを伝えさせていただいているところでございますが、現行において私の記憶以外の何物もありませんので、それは御了解いただければと思います。

○斉藤委員

そういうあやふやな答弁では、これはもしかしたら誰かが刑事責任を負わなければならないかもしれない重大なことですよ。そういうことについて、市長が、28日なのか、30日なのか、記憶が定かではないとか、あやふやなことを言っていることではないのですよ。市長、しっかりしてください、しっかり記憶をたどって、28日なのか、30日なのか、そのどっちかしかないのですから、29日はないのですから。

(「29日はないですね」と呼ぶ者あり)

28日か30日か、正式にとか、非公式にとか、そういうことを言わないで、どちらかきちんと発言してください。

(「そうじゃないと、コンプラの問題もあるから、大変なことになるよ」と呼ぶ者あり)

○市長

私自身、それこそ参考人が話されたように、就任前に人事についてお話を受けたという記憶はあります。ですから、それが中身を見せて誰が誰がとか、そんな具体的なお話ではございません。人事においての、急がれるという形で、先日は参考人からお話があったかと思えますけれども、その書面について目を通していただきたいという話と、それに伴って副市長についてのお話と受けています。ですからその事実自体は間違いないと思っています。

ただ、それが、恐縮ですが、どのタイミングで、どの場所で、どの時間帯だったのかということは、何とも記憶が定かではありませんので、ですから就任前にそういう出来事があったということは事実でございますから、それについて先ほど来から答弁をさせていただいているというところでございます。

○斉藤委員

今、就任前にそういう出来事とおっしゃいましたけれども、就任前にそういう出来事があったのですか。

○市長

ですから、先ほど来から何度も同じことを話して恐縮ですけれども、副市長の件と人事が急がれる件ということで、先日、参考人からもお話しありましたけれども、それがたしか4月28日ということで、そのときにも御説明があったと思います。ですから、その日にそのようなやりとりがあったのではないかと、そのお話を聞いて改めて記憶をたどったところでございます。

○斉藤委員

いや、説明があったのはわかります。28日でもいいのですけれども。その茶封筒に入ったのを受け取ったのは28日ではないのではないですか。30日ではないですか。そこを聞いているのですよ。説明を受けたのはわかりますよ。だけれども、一日、二日でも、市長に就任する前にそれ受け取ってしまったら大変なことなのですよ。受け取ってしまったらというか、市長も大変だけれども、受け取らせた人ももっと大変ですよ、これ。28日には受け取らなかったのではないですか。

○市長

私の記憶の中での言葉で大変恐縮ですけれども、私は、それを出されたときに、自分自身がまだ就任する前だということの自覚がまずあったということ、非常にそれを出されて私は戸惑いましたし、驚いたという記憶があるので、そのように話をしているところでございます。

○斉藤委員

その日にちは正確ではないのですね。自分はまだ就任前だという意識の中でいたので、そういう就任前にそういうものを提示されたというふうに感じたというレベルの話ですか。本当に28日に受け取ったというのは、これは大変なことなのです、何回も言っていますけれども。

(発言する者あり)

○市長

私、市長に当選したのが4月26日でございます。就任したのが4月30日ですから、その間ということだと思っております。私自身も27日にはそんな説明等は受けておりませんし、29日はたしか休日だと思っておりますので、就任前にそういう出来事があったとしたら、28日になるのかなというふうに私自身も理解をしているところでございます。

○斉藤委員

消去法で日にちを出されても、とんでもないことになりますので、ここで、ああ、そうですかと言って終わってしまうわけにいかないのですよ。

(発言する者あり)

コンプライアンス委員会は、信憑性がないと判断をされている。それは推定、類推が難しいという理由でしたか、

コンプライアンス委員会はどのような理由で調査しないのですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

調査をしない理由についてですけれども、次の 3 点により通報対象事実の存在が確認、また類推することができないためというものでございます。

一つには、小樽市公益（目的）通報書に証拠書類等の有無についての記載がなく、証拠書類等の添付もないこと、二つ目には、当委員会において、平成28年8月9日の総務常任委員会の反訳メモを確認したが、通報書に記載されている事実は見受けられないということです。三つ目は、通報者が匿名であり、証拠書類等の提出について連絡することができないという点でございます。

○齊藤委員

それも、その理由で調査しないでもいいのでしょうか。

こういう状況になって、市長の記憶が定かではない、それだったらもっと状況証拠的なものというか、小樽市役所の中で、例えば参考人に実際にその当時の状況を聞いて確認するというような、あるいはほかの市役所の行事等で周りをチェックしていく。それで、そういうことが起こり得たのか、なかったのか、そういったことを確認することもできるのではないかと思うのですが、そういったこともされませんか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

通報には、平成28年8月9日の総務常任委員会において、通報対象者が4月28日に森井氏に提示したという発言をしているということでございましたので、8月9日の反訳メモを確認しましたところ、通報対象者は、4月30日、初登庁のころということで幹部職の人事案を市長に渡しましたという発言でございます。この時点で、公益目的通報の通報内容とは事実が合っておりません。さらに、当日、市長が答弁した中身ですけれども、就任直後に総務部案を受け取って見ているといった内容の答弁がございましたので、こちらの事実関係と通報と事実関係とは合っていないというような、そういった決定をしております。

（「したら、何で28日が出てきたんですか」と呼ぶ者あり）

（「そう」と呼ぶ者あり）

（「委員長、ちょっと整理してもらっていいですか。ずっとこれ堂々巡りしていたら、わかりません」と呼ぶ者あり）

（「違うって」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

今、コンプライアンス委員会は、そのように通報事実が、事実ではないというふうに受け取られていますが、市長のきょうのここまでの答弁を聞くと、それでも、逆に言うと、コンプライアンス委員会が反訳メモ等で事実を確認したことが正しいとすれば、市長の記憶が逆に間違っていると。28日に受け取ったというのは、事実ではないよということになるのですが、市長はそれでもよろしいのでしょうか。

変な聞き方ですけれども、市長は28日だ28日だという、最初そうおっしゃっていた。けれども、後半になると、詰められると、消去法で何か27日でもないし、29日でもないとか、だから28日なのだろうみたいな言い方をされるのですが、そういうことで市長は28日とおっしゃっているのですか。それだと、市長は、そもそも言わなくていいことを言ってしまったという話になるのですけれども、どうなのですか。

○市長

言わなくてもいいことと言われてはいますが、私は聞かれていますので答弁をしております。どう答えればいいのかわかりませんが、先ほど来から話をしておりでございますので、公益通報の結果とかは、私自身は判断すべきところではありませんし、そういうふうにコンプライアンス委員会の方々がそう判断されたということだと思いますので。

ただ、今、いろいろ、るる御指摘、お話しいただいた中で、または今までの議員の皆様と、参考人であったりとかやりとりをされている中で、私なりに昨年のことを思い出した結果の経緯を話しているだけでございますから、それは私の記憶としては事実でございますので、今後においても、そのような御質問というか、内容をお聞きになられたら、そのように話をするというところでございます。

○齊藤委員

今後、あやふやなままにこの問題はしておけないと思います。今後、参考人の方に、もう一度詳しく伺うなり、公のところでしっかりと問いただして、市長にもしっかりと記憶を呼び起こしていただいて、何が事実なのかということは明確にする必要があると思います。このまま、あやふやなまま、どっちかわからないけれども、28日だったと思うみたいなことでは、この問題を通り過ぎるわけにはいかないと考えますので、また場所を改めてしっかりと議論をさせていただきたいと思います。

◎管理職人事における「打ち合わせ」と「対話」について

これは大事なことですが、次、対話のことについて伺います。

14日の一般質問への再答弁のところで、「私は総務部長から申し入れられたタイミングでは、管理職の人事においての打ち合わせは行っておりません」と、人事の中身についての打ち合わせは、市長が、市長の原案を職員課に渡す以前には、打ち合わせは、いわゆる打ち合わせはしていなかったということを述べられております。次に、私はその次に聞いたのは、「打ち合わせまではしていないけれども対話はしたのだと言いたいのか」と伺ったのですが、それに対して市長の御答弁というのが、打ち合わせはまだしていないけれども、対話をしたというふうに受け取って、そうなのです、そういう意味なのですというふうに答えられたのですよ。打ち合わせはまだしていないというのと、打ち合わせまではしていないというのと、全然意味が違うのですよ。打ち合わせはまだしていないというのは、打ち合わせはまだしていないけれども、対話は少ししたのだというふうに前後の関係でとられますし、打ち合わせまではしていないが、対話はしたというのだったら、打ち合わせというそういう突っ込んだ内容の話はしなかったけれども、短時間の話はしましたよというような意味合いにとれる可能性があるのです。打ち合わせまではしていないという意味だったのですかと私は聞いたのですが、打ち合わせはまだしていないと市長は答弁されたのですけれども、ここははっきりしていただきたいと思います。

(「はっきりしないといけないけど、難しいです」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、今の質問の……

○市長

ごめんなさい。

○委員長

もう一度……

○市長

ごめんなさい、意味がちょっと伝わっていないです。

○委員長

齊藤委員、もう一度。

○齊藤委員

私が聞いたのは、中身の話です。打ち合わせという、そういう踏み込んだ、突っ込んだ話まではしていないけれども、対話とさわりの話ぐらいいはしましたというような意味で、市長は対話はしたと言ったのか。

市長の14日の再質問の答弁は、打ち合わせはまだしていないけれども、「は、まだ」なのです。打ち合わせは、まだしていないけれども、対話をしたのだというふうに聞かれたのだと思いますが、私もそう思いますというよう

な答弁をされているのですよ。打ち合わせはまだしていないというのは、これから打ち合わせをすとかしないとか、そういうことの前後、そういう話をしているのでは私はないので、最初に言った話の中身をしっかりと、突っ込んだ話はしていないけれどもということでおっしゃったのかということを確認したいのです。

○市長

私、一般質問の答弁のときに、対話と、打ち合わせのことで最初にお聞かれになったときに、総務部長の打ち合わせの機会があって、その際、人事異動のスケジュールなどの話をしていたことから、先般の総務常任委員会における私の答弁に事実と異なることはないと考えておりますという話の中で、その対話という言葉については、その都度、やりとりの時間においては短時間であったので、そのように表現させていただきましたというふうに話をさせていただいたところでございます。

今、改めての確認ということでございましたけれども、その対話という言葉と打ち合わせという言葉を使い分けて、打ち合わせまではしていないが対話はしたのかと、言いたいのかということでありましたけれども、私自身、そこまで具体的にそのことをしっかりすみ分けをしようと思って、そこまで使っていたわけではありませんけれども、斉藤委員が御指摘のように、打ち合わせそのものとして行っていたわけではなかったもので、私としては対話と表現させていただいたというところでございます。

○斉藤委員

打ち合わせまで踏み込んだ中身のある詳しい話をしなかったということは事実のようですが、そうであれば、私が聞いているのは、その対話か打ち合わせかという言葉の違いではなくて、中身に踏み込んだ、要するに幹部職員の人事についての、この人をどうする、この部署に持っていくのか、いや、違う人がいいのかとかという、そういう中身の打ち合わせが行われたのかどうかということを知っているのですから、対話かという言葉であろうが打ち合わせという言葉であろうが、結局はそういう対話はしたということにはならないのではないですか。対話と違って、そういうただ話をした、スケジュールの打ち合わせをしたということではなくて、今聞いているのは、人事の、幹部職員の人事の中身について話したか話してないかということですから、言葉を打ち合わせから対話に変えても、結局していなかったということではないですか。そういうことになりませんか。

○市長

その間、全く当時の総務部長と会っていなかったわけではありませんので、その都度、先ほど来話をさせてもらっているように、スケジュール等の話とかもやはりあって、その時々で顔を合わせて話をしておりますから、その点については対話をしていると私自身は認識をしておりましたので、そのように答弁をさせていただきました。

○斉藤委員

そうではなくて、当時の総務部長がおっしゃっているのは、自分は土日でもいいよと言いながら、何回も市長にその打ち合わせさせてくださいとお願いしていたと。それが市長から全然反応がなかったよということをおっしゃっているから、そういう中身の話をなぜしなかったのですかと聞いているのです。対話とか打ち合わせとか、そういう言葉の問題ではなくて、そういう中身の話はしていなかったのですかと。対話であろうが、打ち合わせという言葉を使おうが使わなかろうが、人事の中身について話し合いはしなかったのですかと。ということですか。

○市長

それについては、もう既に別段のときに答弁させていただいたかと思っておりますけれども、略歴書をいただいた以降は、私自身、やはり人事というのは非常に重要な取り組みであると思っておりましたので、私自身が何一つ把握せずに全て任せるからやっておいてくれということにはならないと、私自身は思っておりました。ですから、その後において、その期間、私自身も職員の状況をしっかりと改めて確認する時間が必要だったということもあって、それはもちろん過密スケジュールですので、週末等も加味して行わなければ行き届かなかったということもございますから、そのような当時の総務部長の申し入れに対して、なかなかそこまで踏み込んだ打ち合わせができなかった

というところでございます。

先ほど来から話をしているように、私自身がそういうふうに対話という表現をさせていただきましたけれども、その対話ということに対して、どういう意味合いなのだという御質問だったので、先日、そういう打ち合わせとは少し違う状況だったということから、対話という表現をさせていただいたということで話をさせていただいたところでございますけれども、斉藤委員がおっしゃるように、なかなかその間において具体的な打ち合わせまでには至ることができなかったというのは事実でございます。

(発言する者あり)

○斉藤委員

というのであれば、対話という、市長は、あのとき、わざわざ打ち合わせという言葉何か違う言葉に言い直して対話と言って、対話があったというふうな趣旨の答弁をしたのです。それは撤回をしていただきたい。

その打ち合わせというのは、打ち合わせという言葉を使おうが、対話という言葉を使おうが、その人事の中身について、今答弁されましたよね、市長御自身で。そういう話し合いはしなかったのだから、そのときは対話であろうが何であろうが、言葉を変えるのではなくて、ありませんでしたという答弁をすべきであって、対話がありましたと、あれは撤回していただきたい、それは答弁の間違いですよ。対話がありましたというニュアンスにはならない。対話であろうが話し合いであろうが、ありませんでしたというニュアンスにならなければ、答弁としておかしいです。これは撤回していただきたいと思います。

○市長

一般質問のときにも答弁させていただきましたけれども、先ほど来、話をさせてもらっているように、その間に当時の総務部長と一度も会っていないわけではございません。都度、それについても含めて話をする機会は出ていましたので、私はその件について、顔を合わせ、話をしているということについて対話をしたということで表現をさせていただきました。そして、それについても一般質問の答弁の中で、対話という言葉については、そのやりとりにおいて、短時間であったので、そのように表現させていただいたというふうに話をさせていただいておりますので、その言葉についての撤回をするつもりは私はございません。

(発言する者あり)

○斉藤委員

そういう議論をしているのではないのです。対話であろうが話し合いであろうが、打ち合わせできなかったのだから、できませんでしたという答弁しなければならないのに、対話がありましたと言ったのですよ。いかにもそういう何か話し合いがあったかのごとく思わせる発言ですよ、あれは。だから、撤回してくださいと言っているのです。

(「質問ですか。要望ですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

聞いています。

質問ですね。

○斉藤委員

そうです。

(「要望でなくてですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

もう一度、答弁お願いします。

○市長

何度も繰り返しで恐縮ですけれども、そのような意味合いにおいて対話という言葉を使わせていただいたところ

でございますので、御指摘のような形で撤回をするつもりは私自身はございません。

○齊藤委員

答えていただきたいと思います。答えないというのは、答弁拒否ということですか。

(「答えてはいますが」と呼ぶ者あり)

○委員長

撤回はしないと。

○市長

はい。そうお話しさせていただきました。

○委員長

それに対して、斎藤委員。

○齊藤委員

全く筋の通らない、理屈の通らないことを言い張る。もう森井市長のおはこですけれども、いつもやっていることですけれども、この公の議会で、理由が通らない、理屈が通らないことで、みんなが聞いている中で、そういう意固地というのか何というのか、それやめたほうがいいですよ、本当に。もう議会というか、議員をばかにし切っていますよ。こんなことを言っても、あなた方は論破できないだろうと、せせら笑っている、そういう状態ですよ。ほとんど市長の言っていることは、言を左右にするというか、もう許されない態度だと思います。これだけ言って終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

○委員長

質疑を共産党に移します。

○高野委員

◎保育所の待機児童について

まず、保育所の待機児童について質問したいと思います。

現在、44名の待機児童が出ている状況です。定員より児童が少ないのに受け入れができない保育所が多数あるのは、なぜでしょうか。

○(福祉)子育て支援課長

保育所の定員につきましては、保育所全体の定員と合わせまして、児童の年齢別に受け入れ可能な児童数を定めるところでありまして、4歳児は定員に満たないけれども、ゼロ歳児や1歳児は受け入れ定員を超えているといった児童の年齢別の入所の偏りが原因であると考えております。

○高野委員

ゼロ歳から2歳は、全体的に入所待ちの児童が多くなっており、年齢が上がるにつれて少なくなっておりますが、現在いる待機児童の解消に向けた取り組みは何か考えているのでしょうか。

○(福祉)子育て支援課長

入所待ち児童対策といたしましては、民間保育所における保育士不足の解消のため、ことし7月から保育士就労支援補助金制度を開始したほか、保育士資格を持ちながら保育士として働いていない方を対象とした保育士就職支援セミナーを8月25日に開催し、今年度2回目のセミナーを来年1月26日に開催する予定としているなど、保育士

不足による入所待ち児童の解消に向けた取り組みを行っているところでございます。

○高野委員

この表にもありますように、待機児童が出ている保育所でも入所率が100%ではなく、年齢によってはあいている状況もあるのです。現在、保育所にいる児童数で保育所を見ているために足りていると言いますけれども、実際に面積的に子供の受け入れが可能であれば、保育士を募集して待機児童解消を図ることは可能ではないかと思いますが、見解をお願いいたします。

○（福祉）子育て支援課長

面積的に子供の受け入れが可能であれば、保育士を募集して待機児童解消を図ることが可能ではないかとの御質問ですけれども、新たに雇用する保育士の人件費の負担がございまして、公立保育所におきましては、育児休業などの欠員が生じた段階で、随時、保育士を募集しておりますが、昨今の保育士不足の状況の中で必要な保育士の人数を確保することが難しいのが実情となっております。

また、民間保育所におきましても、保育士の採用に苦勞をされていると伺っておりますので、御提案の実現には課題があるのではないかと認識しております。

○高野委員

募集してもなかなか来ないということがある、それは全国的にもそういう難しいところがあるのはわかるのですが、現在、児童数に対して保育士が足りているから、待機児童が出ているけれども、保育士を募集していないというところに、私はやはり問題があるのではないかと思うのです。来ないから募集しないのではなくて、常に足りないような状況があるので、やはり募集は、実際、待機児童が、今44名ですけれども、毎年冬にかけて100名近い方が待機児童として出ているわけです。実際、保育所に入所希望、第1希望、第2希望、第3希望を書いて、それでこの44名出ているということなのです。というのは、本当にこの3カ所ではなく、第1希望、第2希望、第3希望でも入れなかった人が44名と出ているわけですから、そのほかにも、本当は待機児童は小樽市内にまだいるのではないかと考えます。ぜひ、やはり募集、実際、育児休業が出たから募集するという対応をしていると遅いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

育児休業に限らず、障害ですとか、特別な配慮を必要とする子供が入所された場合などは、必要に応じて総務部と協議しまして、保育士の配置をお願いしているところでございます。

ただ、予算的な制約ですとか、市全体の職員の配置の問題もございまして、これはなかなかすんなりとは、すぐには要望が通るということではないということと考えてございます。

○高野委員

すぐには解消が難しいようなことを話されていましたが、来年、定員もそうですけれども、保育士の配置も今後考えるような話が議会の答弁でもありましたけれども、今おっしゃった人件費がかかるから保育士を雇えないような話がありましたけれども、今後、その定員を見直すに当たっても、保育士をふやすという方向ではない検討をされているということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

来年度に向けて、市が設置する保育所の児童の入所定員、それに伴いまして保育士の配置というのは、これから考えているところでございますけれども、必ずしも減らすということではございませんので、必要に応じましてふやすところはふやす、そんなに利用されていない年齢層については、減らすという選択肢もあると考えてございます。

○高野委員

国の基準では、4歳から5歳が、子供30人に対して保育士が1人というような基準がありますけれども、現実的

に走り回ったりする子供を保育士が 1 人で見るとするのは不可能と言っても過言ではないと思います。

小樽市としても、やはり国よりも緩和して、ゼロ歳児に関しては保育士が国よりも多く配置されているとかということもありますが、今後、小樽市として、最近ですが、やはり地震もありました、自然災害も多く発生しておりますし、子供の安全面や保育士が安心して働けるようにするためにも、保育士の配置をふやすということもぜひ考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

ただいま、委員の御指摘がありましたとおり、児童の安全面から保育士の配置をふやすという考え方もあるかと思いますが、経費のこともございまして、保育士を簡単にふやすということは難しいと考えております。

また、他市の事例などを参考に、配置について研究してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

実際、子供が入れないわけですよ。今、保護者の方が共働きも当たり前の時代になっていますし、保育所の需要もすごく高まっている状態であります。

それで、子供が本市も少なくなっているから、では定員も減らそうかとかと、そういう問題ではなくて、いかに小樽市を住みよいまちにして、子育てしやすいまちにしようということを考えてたら、まずやはり定員を減らしましょうとか、そういう話にならないと思うのですよ。そういうこともしっかり考えていくべきだと思います。その点、もう一度答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

定員につきましては、一律に減らすということは考えてございませんので、低年齢児につきましては、確かに保育の需要がふえてございます。ただ、保育所によっては、最近、年齢層によっては利用率が低い年齢層もございしますので、そこにつきましてははめり張りをつけて、ふやすところはふやす、そうでないところは再考するという形で考えております。

○高野委員

少し質問を変えますが、認可保育所で希望する際に関してですが、保育所を希望する際に、第 3 希望まで書くことができることになっているのですが、全て、第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望、保育所に入れない場合は、どのように保護者に連絡をしているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

第 3 希望までの全ての入所希望がかなわなかった場合におきましては、個別に保護者の方に電話連絡を行ってございます。

○高野委員

電話連絡、どういうふうに通話をして、そこら辺の中身を聞いたかったのですが。

○（福祉）子育て支援課長

入所の申し込みの際に、御自宅の電話番号ですとか、携帯電話番号をお尋ねしておりますので、そちらにまずかけまして、第 1 希望、第 2 希望、第 3 希望の入所がかなわなかったということでお伝えいたしまして、それ以外に、第 3 希望以外までの保育所以外に入所を希望される保育所があるのか、あるいは翌月も同じく第 1、第 2、第 3 と同じ保育所を希望されるのかということを確認してございます。

○高野委員

本当は希望された保育所に入れたほうが一番だと思うのですがけれども、近隣であいている保育所があれば、現場で紹介等ということはされているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、近隣があいているかどうかということではなくて、電話連絡を保護者の方に差し上げた際に、ではほかに

希望されている保育所がありませんかということで、どこどこ保育所、B保育所ということで伺いまして、そこが入所可能かどうか、保育所に確認するというような手順で行ってございます。

○高野委員

私がこういう質問をしたのは、何でかということ、以前希望した保育所に入れなくて仕事ができない、本当に困っているという相談があったのです。その方に、空きのある保育所、こういうところもあいてはいますけれども、どうですかというような話を伝えると、そこに入りたいということで申し入れて保育所に入ったという例も市内で聞いています。希望された保育所に入れるほうが、本当はそれが一番だと思うのです。でも、やはりその方にも、空きがあるところがあれば、入る入らないは保護者の選択になると思うのですけれども、こういうところもありますよというふうに案内するというのを、もししていないのであれば、するべきではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

個別に保護者の方の意向を確認した上で、受け入れ可能な保育所をお知らせするという事は現在でも行っておりますので、今後も、保護者に対しましては丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

○高野委員

◎保育士配置基準の緩和について

それでは、今回、北海道で保育士配置基準を緩和する改正条例を施行し、道内でも、保育所の勤務経験のある無資格者の配置を可能とするものが道で出されました。その緩和に期待する声もあるのですが、逆にやはり事故の、無資格者が入ることによって不安の声も上がっていますが、市内の保育所では緩和に向けた取り組みということは考えているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

保育士の配置基準の緩和でございますけれども、認可保育所や認定子ども園が保育士配置基準を緩和する際には、緩和を実施しようとする2週間前までに総合振興局に、事前に協議を行った上で、実施後に総合振興局に届け出を行うこととされております。

北海道からは、小樽市内の民間保育所等が総合振興局と事前の協議を行ったとの情報は、現時点では入ってございません。

また、小樽市が設置する保育所につきましては、保育士配置基準の緩和については、現時点では考えていないところでございます。

○高野委員

保育士は国家資格でもありますので、子供の命を預かる専門性の高い職業でもあります。無資格の方が入る子供を見るというところは、安全を考えると、なかなか受け入れというのは難しいところがあるのではないかと思います。やはり保育士の仕事は、子供の就寝時にでも事務作業をしたり、または暴力的な行為をしてしまった子供に対しては、どういうふうに保育士は対応しなければいけないのかという会議を開いたり、常に仕事はハードだと聞いていますし、実際、私も見て本当に大変な仕事だと思います。

無資格、子供を見るという仕事ではなく、用務員、補助、助手、本当におしぼりを、おやつを食べるときのおしぼりの準備ですとか、就寝時のベッドの用意、また発表会などイベント等の工作などを手伝ったりする用務員としての仕事をする方を配置するという事は、検討しているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

小樽市が設置する保育所におきましては、清掃や除雪、それから草刈りなどの業務を担う用務員の配置は行っておりますけれども、それ以外の保育士の補助を行う保育助手のスタッフにつきましては、現状ではスタッフをふやすことを考えてはございません。

○高野委員

今、考えていないというお話があったのですが、私自身は、知人ですとか、実際に保育補助、子供を見るほうではなく、おしぼり等の補助員が入っている保育所では、やはり保育士も少し余裕があって、例えばその日、体調が悪いとかなってしまった子供に対しても、きょうは吐き気があってとか、お腹が痛いと言っていたのですという保育士との会話ができたり、またその子供に対しての、子育てに対しての相談ですとか、そういうのも保育士に話したりする時間がとれるというような話もあります。実際、やはり保育士がばたばたと忙しくしていたら、保護者の方もいろいろと悩み相談、子供に関して相談したいと思ったりしてもなかなか言えなかったり、状況もありますし、保育士は保育士で本当に常に動いているような状態で、子供の安全を見る、また仕事にも余裕がないような状態があります。実際に保育所で働いている保育士の声の中でも、本当にちょっとしたおしぼりを絞ってくれたり、掃除をしてくれる、そういう人が一人でもいたら、本当に助かるような話もありますので、ぜひそこも検討していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

保育士の負担軽減や子供の安全のために保育士助手の配置を検討すべきではないかとの御指摘でございますけれども、保育助手の配置の可能性につきまして、他市の事例などを含め研究してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎LGBT（性的マイノリティー）について

次に、性的マイノリティー、LGBTについて質問をしていきたいと思えます。

先日、市内の方から、小樽市にも東京都渋谷区のようなパートナーシップ制度を導入してほしい、好きな人と一緒にになりたい、また性的少数者のLGBTの方も入れるトイレにしてほしい、人権を尊重する社会をつかってほしい、このような相談がありました。実際、性的マイノリティーの方は、人口の5%と言われておりますし、学校のクラスに1人、2人はいるというような計算にもなっていて、でも実際にやはりカミングアウトしづらい、カミングアウトしたことによって差別されたりいじめに遭ったりする問題があって、なかなか表面化されにくい問題でもあります。

そこで伺いますが、現在、国内でパートナーシップ制度の導入をされている、そのような、また同等の取り組みをされている自治体の例を挙げていただきたいと思えます。

○（生活環境）男女共同参画課長

同性パートナーシップ制度について取り組みがされている自治体ということですが、全国で五つの市と区が、現在、実施しております。条例という形でやっているのが東京都渋谷区、これが平成27年11月から行っております。それから、要綱として行っているのが、東京都世田谷区、こちらが同じく27年11月から実施しております。それから、三重県伊賀市が28年4月から、兵庫県宝塚市が28年6月から、沖縄県那覇市が28年7月から実施と聞いております。

あと、道内での動きですけれども、道内ではまだ実施している市町村はなく、札幌市で、ことし6月に市民団体が同性パートナーシップ制度を求める要望書を提出したという報道がありました。その後の進捗状況について、現在、注視しているところでございます。

○高野委員

小樽市として、過去に、性的少数者、人権の尊重を求める声やパートナーシップ制度も導入してほしいという問い合わせとかは、今までに要望とか、そういうのはなかったのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまででは、ことしに入ってからですけれども、御意見・お問い合わせメールという形で、3月に2件、8月

に 1 件ございました。うち 2 件は同じ方かと思われませんが、延べ件数で 3 件ございました。

○高野委員

小樽市として、パートナーシップ制度や、もしくは世田谷区のような宣誓など、議論等は過去にもあったのか、また、今後、議論する予定があるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまで、市の中では、そういった制度導入についての、制定しようとかという議論はありませんでした。今の段階としては、LGBTとか、パートナーシップ制度とかということについての理解がどのぐらいのものなのかも含めて、まだ情報収集の段階ということになっております。

また、要綱での制定という方法もありますけれども、要綱にしても、条例にしても、制度の導入に当たりましては、ほかの行政サービスについても一緒に調整する必要があるということですので、そのあたりもまだ整理して考えていきたいという段階でございます。

○高野委員

情報収集して、制度としてやりたいというような話があったのですが、ということはこれから具体的に情報収集したり、議論を小樽市としても一応するという方向なののでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

小樽市では、第 2 次小樽市男女共同参画基本計画というのを策定して、それに沿って男女共同参画の推進というのを進めているのですが、計画の中には、残念ながら、そのLGBTとか、マイノリティーとか、パートナーシップ制度導入についてということであって、いない部分はないのですが、性別にかかわらず生きやすい社会ということで目指しているところであれば、こちらの制度導入も視野に入れて考えたいと思っております。

○高野委員

あと 1 点、トイレについてですが、相談に来た方は、男性のトイレも女性のトイレも入れず、多目的トイレを利用しているという話があったのです。でも、やはり多目的トイレというのはどこでもあるわけではないので、大変困っているという声も聞いています。ただ、トイレを分けるということは、やはり性的悩みを抱えている方が必然的にカミングアウトしなければいけないということにもつながるので、やはり市内の公共施設のトイレの表示改善、多目的トイレ、誰でも使えるようなトイレを進めていく取り組みも必要だと考えますが、その点いかがでしょうか。

○生活環境部次長

トイレの表示ですが、マークにしたり文字で書いたりするという、そういうことがあると思いますけれども、そういうことにすることによる問題点などを把握して、その必要性を含めて検討する必要があると思っております。

まだ他都市というのでしょうか、先進的な取り組みをやっている部分を調査して対応していきたいと考えてございます。

○高野委員

ぜひよろしく願いいたします。この続きは、また次回のときでもやっていきたいと思っております。

○新谷委員

◎高島小学校温水プール耐震改修に伴う入館料助成について

最初に、高島小学校温水プール耐震改修に伴う市の入館料助成について伺います。

高島小学校温水プールの耐震改修は、何月から何月まで行われるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

工事に伴う休館の期間ですけれども、現在のところ、11月下旬から2月下旬の約3カ月を見込んでおります。

○新谷委員

耐震改修は本当に必要なことですが、高島のプール利用者は大変困っております。

まず、今年度の利用状況とそれぞれの利用料金をお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成28年度の高島小学校温水プールの利用状況についてですが、本年4月から8月末現在の一般利用、専用利用、合計で申し上げますと、幼児の方が384人、小・中学生の方が5,276人、高校生の方が247人、一般利用の方が2,447人、高齢者の方、これは70歳以上の方でございますけれども、1,032人、身体障害者の方が933人、合計で1万319人となっております。

また、利用料金のことについてでございますけれども、高島小学校温水プールの利用料金ですが、一般の方は450円、高校生また市内にお住まいの70歳以上の方は220円、中学生以下の方、障害者とその介護者につきましては無料となっております。

○新谷委員

このプールを利用できないとなると、民間のプールを利用しなければならない人もおりますけれども、民間プールの利用料金について、わかるところでお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

民間プール3カ所の利用料金につきまして、ビジターの一般料金で申し上げますと、サンフィッシュが600円、コナミが1,000円、ソプラティコが、会員の方の同伴が必要となりますけれども、2,160円となっております。

○新谷委員

ソプラティコは会員制ということで対象外かもしれませんが、民間プールにおいて、一般利用で高齢者、障害者の料金の割引はありますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

民間プールにおきまして、障害者や高齢者への割引制度につきましては、今申しあげました3施設ともないと承知しております。

○新谷委員

そういう中で、民間プールを利用すると、高島小学校温水プールを利用の方は、今までと比べ利用負担が多くなるわけです。この高島小学校温水プールの休館で困っている皆さんの声を聞いておりますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

利用者の声を聞いているかということでございますけれども、工事に当たりましては、競技団体を初めとする利用者の皆様から事前にお話を伺いまして、予定されている大会等の日程を避けるなどの配慮を行いますとともに、利用者になるべく少なくなる冬季に工事を実施するという調整してきた経過がございます。

また、利用者の方からは、休館になったら困るので、なるべく早くあけてほしいとの要望なども伺っているところですが、こうした声を受けまして開館の日程を、工事が順調に進んだ場合には、日程を繰り上げるなどの対応をしていきたいと考えております。

利用者の皆様には大変な御不便をおかけしますが、今後とも安心して施設を御利用いただけるために必要な改修工事がありますので、御協力をお願いしているところでございます。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、耐震改修は必要なことです。

私は、障害者の方々に教えていらっしゃる方の話を聞きました。障害者の方々は、機能回復のため、水の浮力を

借りての訓練は大変よいと。日常生活で車椅子に乗っている人がプールで泳げる、その喜びは計り知れません。3カ月の休館は困ったものだと話しております。このことをどう考えますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

障害をお持ちの方々にとりまして、浮力のある水中において歩行訓練等を行うことは、陸上よりも身体に負担が少ない状態で運動を行うことができる、また水の抵抗を用いて無理なく身体的な機能回復などリハビリテーションを行うことができるなど、大変有効なことであると認識しております。

○新谷委員

今、大変有効であるということでお話がありましたけれども、民間プールの利用は、今までの無料から一気に1,000円なり600円なりとかかるわけですけれども、高島小学校温水プールの休館というのは、自己都合ではなくて、小樽市の都合で休館にするわけですから、この助成、利用者負担を小樽市で負担できないかという要望が寄せられておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

施設利用者への配慮として、休館中の代替プールとして民間プールが利用できるようにしてはどうか、またそれに対する助成等の御要望でありますけれども、本改修工事は最長でも3カ月程度ということで見込まれておられて、相当に長期間とはならないこと、また、現在も民間プールにおきまして障害者の方、高齢者の方、利用されている市民の皆様もいらっしゃいます。そういった市民の皆様、全市的な均衡の観点などを考慮しましたときに、助成措置は難しいものと考えております。

○新谷委員

どこのプールを使うかというのは、その人なりの判断で使われていることです。全部が難しい、相当な金額になると思いますので、全部が難しいとしたら、せめて一般使用の障害者の方、それから専用使用の介護サービスで使っている団体、身体障害者の団体の分を、月2回ほどだと思っておりますけれども、市が負担するとしたらおおよそ幾らの負担になりますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

専用利用の高齢者の方、また障害者の方、例えば8月の利用でいきますと、1カ月で合わせまして120名程度ということになりますので、例えばコナミ1人1,000円ということでは負担した場合は、1カ月当たりですが、12万円程度の負担になり、それが最長3カ月ということになれば、掛け算で36万円ほどということなろうかと思えます。

（「障害者の方」と呼ぶ者あり）

申しわけありません。一般使用の障害者の方につきましては、8月の利用実績で142名ということで、掛け算しますと14万2,000円ということで、3カ月になりますと42万6,000円ということになると思います。

○新谷委員

両方合わせても79万円程度ということですか。これは、教育委員会では財政の権限がないということで、市長にお聞きします。

教育費は平成27年度の決算で3億5,554万円もの不用額を出しております。自己都合で水泳を休むのではないのですから、耐震化は必要だと、これは最初から言っていますので、これはやらなければならないことですが、身体機能の回復に支障が出るわけですから、休んだら。室内水泳プールの代替もない中で、市民に迷惑をかけないという立場で、市が利用料金の負担、ただいま聞きました。せめて高齢者、障害者の方々の負担、79万円ほどということですが、これを負担できないのか、ぜひ支援していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長

3カ月間、高島小学校温水プールが耐震化工事のためとはいえ、使えなくなってしまうという実情については、大変御不便をおかけする状況になると感じているところではございます。

今、改めてその御指摘とそのかかるであろう費用等のお話がありましたけれども、先ほど教育委員会から、現在、ほかの施設を既に利用されている方々との不均衡の話等ありましたので、その観点から助成の難しさを感じているところではございます。

しかしながら、不便をかけている実情もありますから、その点でどのような支援策、改善策ができるのか。残念ながら、今、具体的なところまでお示しできる段階ではありませんので、もう少しその状況、11月からでございますから、教育委員会とその点について相談をさせていただいて、何ができるのか、結果的に具体的な策が出るかどうかというのは何とも言えませんが、何かしら相談した結果は皆様にお伝えをしていきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ、住んでよかったというまちを目指しているわけですから、市長、ぜひ前向きに考えていただきたいと、御検討していただきたいということを要望します。

◎小樽市介護用品助成について

次に、小樽市介護用品助成について伺います。

改めて、この事業の目的と実施主体、対象の介護用品についてお知らせください。

○（医療保険）介護保険課長

この事業の目的であります。在宅の要介護高齢者等に対し、介護に必要な用品の購入費用の一部を助成することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としております。

実施主体につきましては、小樽市です。

対象の介護用品ですが、紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーとなっております。

○新谷委員

この事業の対象者、この2年ほどの予算と決算、また介護対象用品、今挙げた紙おむつなどですが、その利用割合についてお知らせいただきたいと思っております。

○（医療保険）介護保険課長

この2年ほどの対象者、予算、決算、対象用品の利用割合ですが、まず対象者につきましては、助成申請を受けて助成券を交付した方、年度末の数字ですが、平成26年度末で1,003名、27年度末で947名です。

あと、予算と決算ですが、こちらにつきましては、事業費のうち、消耗品ですとか通信文書を除いた実際の助成額につきまして答弁いたします。26年度は、当初予算5,795万1,000円に対しまして、決算額5,478万1,519円です。27年度は、当初予算5,918万4,000円に対して、決算額5,718万638円となっております。

また、介護対象用品のそれぞれの利用割合なのですが、品目ごとの利用割合、利用人数、数量や金額についての集計というものはしておりません。ただ、27年度の請求を受けた際の記載された品目件数を拾ってみましたところ、紙おむつ約6,600件、尿とりパット約5,400件、使い捨て手袋約2,300件、清拭剤約5,300件、ドライシャンプー約230件程度となっております。

○新谷委員

介護事業者からの要望ですが、この助成事業のドライシャンプー、今お示しいただきましたほかのほうは5,000、6,000と使われているのですが、230件しか使われていないということで、ドライシャンプーはほとんど利用しない、それよりも介護用敷きパットが非常に役に立つので、助成品目に入れてほしいという要望がありました。

この2年間で見ますと、助成額は、予算と決算で見ますと余っている状況です。それで、この事業自体を拡大するということではなく、とりあえず残りの2年間ですか、今ある小樽市介護用品助成の予算内で敷きパットも入れられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、この事業につきましては、平成27年度の事業評価において、29年度に予定している計画期間、30年度から32年度の第7期介護保険事業計画策定時に、助成のあり方や対象者の要件など、検討課題がある事業として判断しているものです。

御質問にありました品目につきましては、布団やシーツの上に敷く防水シーツのようなもので、おむつや尿とりパットの補完的、代替的な役割があるものであり、利用者や介護者の負担軽減になるものと私も思います。

現行の助成額の範囲内で、助成額の上限もありますことから、対象品目を追加することによって、事業費の増に大きく影響することはないと考えますので、対象者にとって利用しやすい事業とするために、介護事業者との意見も聞きながら、この部分については、29年度当初に向けて要綱改定を検討したいと思います。

○新谷委員

今、前向きなお答えをいただきましたので、よろしくお願いします。

◎中央・山手地区統合中学校について

次に、教育委員会に、中央・山手地区統合中学校に係る点について伺います。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、平成27年4月1日から施行になりました。この改正法に対して、26年7月17日付で、文部科学省初等中等教育局の通知が出され、留意事項も記載されております。まず、新しい教育長の職務、教育委員会における教育長の立場について、どのように述べられておりますか。

○（教育）教育総務課長

通知の該当箇所を読み上げさせていただきます。

「新「教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されていないが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであること」と記載されてございます。

○新谷委員

それでは、教育委員会の役割がどうあるべきか、留意事項ではどのように言われていますか。

○（教育）教育総務課長

同じ通知では、「今回の改正においては、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている」と記載されております。

○新谷委員

それでは、教育長に委任できない事務にはどのようなものがあるか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条と小樽市教育委員会事務委任等規則で説明してください。

○（教育）教育総務課長

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条ですけれども、六つありまして、「一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。五 次条の規定による点検及び評価に関すること。六 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること」

さらに、小樽市教育委員会事務委任等規則第2条では、七つ追加しておりまして、「（1）学校その他の教育機関の敷地を選定すること。（2）教職員の任免その他の進退の内申に関すること。（3）附属機関の委員その他委員会の指定する委員等を委嘱し、又は任命すること。（4）通学区域の設定又は変更を行うこと。（5）教科書を

採択すること。(6) 奨学生を決定すること。(7) 文化財の指定及び解除を行うこと」計13項目となっております。

○新谷委員

今聞いたことは、教育長に委任できないことではありますが、酒井隆裕議員が一般質問で聞きましたけれども、中央・山手地区統合中学校に関して、教育長の答弁に少々疑問がありますので、お聞きします。

中央・山手地区中学校の再編問題を教育委員会で正式に議論していないのではないかとこの質問に対して、教育委員会の決定事項について正式に決定したときに教育委員会にかけられる事項として示されていると、いろいろ検討している段階でいろいろとお話する部分は、教育委員会の中でしなければならないということにはならないと答弁されております。再質問でも、再編は、現在、検討中であり、教育委員会の決定でなく、教育長の考えで進められている答弁されておりますが、この答弁の根拠、これはどこにあるのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室鈴木主幹

根拠ということで御質問ですけれども、教育長の答弁、今、御紹介いただいていた。また、教育長に委任できない事務ということで、教育総務課長からただいま説明あったところでございますが、現在、この中央・山手地区の中学校の再編につきまして、小樽商業高校の校舎活用ということで地域住民から意見を伺っているという状況でございます。

また、この商業高校の施設は所有者が道教委ということもありますので、今後、総合的に判断した上で、教育委員会に諮って、正式に決定するという流れで考えてございます。現在は、その前段階ということで考えておまして、先ほど、教育長に委任できないということで説明あったところですが、こういった内容から、商業高校の施設を活用して中学校を設置することを正式に決定する場合には、委任できない事務という形になりますので、教育委員会に諮って決定することとなりますけれども、繰り返しになりますが、現在は地域からの意見を伺っている段階でありまして、教育委員には懇談会や審議会の審議概要をお伝えしているという状況でございます。

○新谷委員

そういう段階だということはわかります。しかし、委任できないことに、先ほど述べられたことが挙げられているわけです。実際問題として、教育長に委任できないもの、先ほど、小樽市教育委員会事務委任等規則では、「学校その他の教育機関の敷地を選定すること」「通学区域の設定又は変更を行うこと」はできないわけです。しかしながら、こういうことを既に、グラウンドは敷地内にすとか、いろいろ考えているわけですよ。それから、通学区域の変更も示されているわけですよ。この点については、教育委員会として了承しているのかどうか。

この質問では、7月27日の定例会閉会后に教育委員に説明し、了解を得られたと。これは中央・山手地区再編の学校を商業高校にするということだと思えるわけけれども、もう既に了解を得られて進められていると、こういうことでよろしいのですね。

○(教育) 学校教育支援室鈴木主幹

教育委員の関係の流れというのは、酒井隆裕議員の一般質問でも教育長答弁ということでお答えしておりますけれども、昨年3月の第1回定例会の学校適正配置等調査特別委員会で、平成27年中に再編の方向性をお示しするという答えをさせていただいてございまして、そういった議会の質疑状況も教育委員会の中では報告させていただいております。

一般質問の教育長答弁にもございましたけれども、昨年6月に道教委の案ということで、高校の再編について案が出されたことから、中央・山手地区の統合中学校としての可能性について研究を行っていくという考え方、また、9月1日には道教委が正式にこの計画を決定したことから、統合中学校としてプランニングをしていけるのかを検討を進めると、こういったことを教育委員に話をして、特段の異論がなかったというお答えをさせていただきました。

また、昨年12月、第4回定例会の報告ということで、中央・山手地区の中学校再編の方向性についてということ

で、学校適正配置等調査特別委員会に報告した内容につきましては、12月上旬に説明して、了解をいただいたというところでございます。

○新谷委員

る説明いただきましたけれども、教育委員会の決定ではなく、教育長の考えで進められているというのは、やはりこの法律とか、それから小樽市教育委員会事務委任等規則に逸脱しているのではないかと思います。

また、教育委員も、チェック機能を発揮しなければいけないということに対して、本当に異論がなく、了解了解でいかれたら、住民の皆さん、保護者の皆さんはいろいろ意見言っているわけですから、こういう点できちんと法にのっとった議論をしていかなければならないと思います。そういう議論というのが何でできなのか、私は納得がいきませんので、説明してください。

(「教育委員に聞かなければわからないんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

教育長が進めていることだよ。

○教育部副参事

商業高校のプランの関係で、教育委員会の決定ではなくてというところでございますけれども、前段で教育総務課長からも説明をいたしました、法令及び規則等で、教育長に委任できる、できない、そういったものが明示をされておりますので、それに基づいて事務執行を行っている、逸脱はしていないと認識しております。

それから、委員のチェック機能の関係でございますけれども、私どものいろいろ地域の懇談会ですとか、統合協議会の状況ということで、事務執行につきましては、定例会などの都度に教育委員会に報告をしており、内容については了承を得ていることから、特段の議論等はなかったものというふうに認識しておりますので、事務執行についても問題はないものと認識しているところでございます。

○新谷委員

続きは、学校適正配置等調査特別委員会もありますので、そこで伺います。少々納得しませんので。

それで、財政負担についてお聞きしますが、商業高校の敷地内にグラウンドをつくるのに約1億5,000万円ということ。その他施設改修にも財政負担がかかるわけですが、現在、市内の小・中学校の市債残高、平成27年度末の合計額と廃校または単独でなくなる学校、それぞれ市債残高は幾らなのか。それと教育長は商業高校を安価で譲渡してもらいたいと、酒井隆裕議員の一般質問で答弁されておりましたけれども、北海道は商業高校の起債は終わっているのか、そういう点について、それからグラウンドや施設改修すると、大変大きな財政負担になると思うのですけれども、その点についてお答えをお願いします。

○(財政) 財政課長

まず、学校関係で、平成27年度末の市債残高であります、小学校は26億4,274万円、中学校は11億4,166万円、合計で37億8,440万円となります。

また、廃校や統合に係る学校の27年度末の市債残高であります、対象となりますのは、小学校7校、中学校2校で、それぞれ申し上げますと、手宮西小学校は7,946万円、若竹小学校は917万円、天神小学校は42万円、量徳小学校は707万円、最上小学校は747万円、緑小学校は2,240万円、手宮小学校は3,320万円、中学校に移りますが、塩谷中学校867万円、北山中学校125万円となっております。

○(教育) 学校教育支援室鈴木主幹

私からは、商業高校の起債が終わっているのかという御質問をいただいた件でお答えいたします。

商業高校は、北海道、道教委の所有でして、起債というのは、いわゆる借金という形のものでありますから、現段階と申しますか、私どもから他人様と申しますか、道教委に借金が残っているかというのは、聞いてございませんで、把握はしてございません。

(「三つ目の財政部ですね、大きな負担になるのでないか」と呼ぶ者あり)

○財政部長

将来的な財政負担ということでございますけれども、この学校統廃合につきましては、もちろん校舎等の整備いろいろかかる部分もございますけれども、こういう少子化に向けて児童・生徒にそれなりの教育環境を整えた中で、これからも教育を推進するという、そういった形かと思えます。したがって、そういう校舎整備ばかりでなく、その他全体の教育費の中で将来的な財政負担を考えてくべきことかと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎小樽市の防災体制について

1 点目、防災体制についてお聞きいたします。

第 2 回定例会においても質問させていただいたのですが、今回は具体的な災害対策の行動として、今回の台風の関連の行動実績について、防災体制に関連してお聞きします。

それで、御存じのとおり 8 月 19 日から、これは前日からの停滞していた梅雨前線の影響もありますが、台風が一度に三つ北海道を襲いまして、道東初め大きな爪跡が残されたわけですが、この一連の中で、小樽市の行動を聞きます。一步間違えて台風の移動する方向が少し西側にずれていたら、小樽市も同様の被害を受けることがあったかもしれません。これは誰もわからないことではありますけれども、備えるという重要な課題、観点からしてお聞きしなければなりません。

そこで、質問いたします。

小樽市では、この 4 月、総務部に災害対策室を新設いたしました。この台風 9 号などの台風が北海道に接近したときの災害対策室及び市全体で、どのような体制でこの台風に対応しようとしてきたのか。このことについては小樽市防災計画での位置づけ、また総務部などとしての位置づけになるものもありますが、一定程度わかりやすい範囲でよろしいですから、経過を説明してください。

○（総務）災害対策室半田主幹

四つの台風が上陸したときに、どのような態勢で対応していたのかにつきましては、北海道に上陸した 7、9、10、11 号の台風のうち、11 号が影響した 8 月 20 日における態勢や経過などを例にとり説明させていただきます。

台風 11 号は、8 月 20 日の午前 9 時、日本の東に発生しておりますが、台風の発生前から北海道地方には前線が停滞し、南から温かく湿った空気の流入による降雨が予想されておりました。20 日午前 8 時半ごろ、北海道建設管理部より土砂災害警戒情報の発表について事前の連絡がございましたので、直後から災害対策室職員 6 名全員を参集させ、消防本部も含め警戒態勢をとり、建設部建設事業課では 4 名が待機する態勢をとっております。

また、住民の避難が必要な事態を想定し、それまでの降雨量が多かった忍路、塩谷地区の避難所開設職員に、避難所開設の可能性のあることを連絡しております。このような体制で対応しておりました。

○中村（誠吾）委員

今回の台風はですね、過ぎ去って、ああ、何もなくてよかったなど、のんびり構えられるものではないということとは、全道民も痛感しているところでもあります。それで、隣の札幌市、石狩市では、小樽市以上の土砂災害の警報が出されておりますし、アメダスデータでも風や雨量がとても大きな数字が記録されています。一つ一つは言いませぬけれども、1時間に30ミリメートル以上降っているわけです。1時間ですよ。その中で、近接する銭函でも被害が出ていると思いますが、この20日前後から、市民からの苦情やパトロールでの発見した災害が何件ほどあり、被害はどの程度あったのか、お示してください。

○（総務）災害対策室半田主幹

20日前後の災害の件数と被害につきましては、まず長橋中学校付近で河川の溢水が1件、見晴町で小規模な土砂崩れが1件、市内各所で住宅敷地の浸水が9件、側溝等のあふれが3件、その他道路の冠水等が11件、合計で25件の通報がありましたが、人的被害やライフライン等への被害は、本市で把握している範囲ではございませんでした。

○中村（誠吾）委員

再度お聞きしますが、言わずもがな市民の安全・安心はとても重要なことですが、この台風の影響や市のとった、その集まっていたということも含めて、今説明のあった態勢、そして被害状況について、どのタイミングで市民に発表されてきましたか、経過。

○（総務）災害対策室半田主幹

市の態勢や被害状況についての市民への発表につきましては、まず態勢の発表につきましては、災害対策本部を設置した際には、報道機関等を通じ市民に伝達することとなりますが、警戒態勢段階での伝達はいたしておりません。また、被害状況につきましては、被害の発生がございましたので、発表しておりませんでした。気象警報が発表された後、警戒を呼びかける内容をツイッター、フェイスブックに掲載しておりました。

○中村（誠吾）委員

防災体制について、最終的には幸か不幸か、余り被害がなかったとの報告です。私もほぼそのようなことを聞いていますが、警戒態勢をとっていないということです。今回の態勢をとったこと、また最終的に小樽市災害対策本部を設置しなかったこと、また今回災害対策室を新設しておいて、連絡室が立ち上がってなかったことについて、判断をお聞かせ願いたいのです。

というのは、皆さん御存じのとおり、小樽市地域防災計画の第2章第2節5（1）、本部を設置しない場合の準用には「本部設置に至らない小規模災害が発生する恐れが生じた場合又は発生した場合には、災害対策連絡室を設置」と書いているのですよ。つくっているのですよ、自分たちで、市民のために。そうなりますと、私としては、本部の設置に近い措置をしてもよいぐらいだと思っていたのですが、危機管理として、少し今回は後手に回っているのではないかと思いますし、つくっているのですよ、計画。これについてお答え、判断をいただきたい。

○（総務）災害対策室半田主幹

まず、災害対策連絡室を立ち上げなかった判断につきましては、地域防災計画では、災害対策本部を設置しない場合の準用として、先ほど委員がおっしゃられた「本部設置に至らない小規模な災害が発生する恐れが生じた場合又は発生した場合」に、「総括部、住民対策部、建設対策部、消防部等の少数の人員をもって当たる」災害対策連絡室を設置することと定めておりますけれども、このたびの一連の台風に対する対応に当たりましては、警戒態勢を検討した際の気象情報やその時点までの気象状況から、地域防災計画に定めた連絡室を設置するような状況となることが予想されなかったことから、連絡室の設置はいたしませんでしたが、状況によっては迅速に立ち上げることができるように、関係部署での連携を図り、警戒に努めたところでもあります。

また、最後のほうでお尋ねのありました災害対策本部の設置に近い措置につきましては、8月23日に日高地方に上陸した9号に対する警戒態勢の中で行ってきております。台風9号については、20日に降った激しい雨の影響が

残る中で、台風によりもたらされる降雨により災害の発生が広範囲に及ぶことを想定し、災害対策本部の設置を視野に入れた準備を行うことといたしました。

22日16時半には、消防講堂に災害対策本部を機能させるための資機材、パソコンですとかプリンター、テレビ、プロジェクター、電話機などの設置を終え、23日0時以降に予報されていた警報級の降雨を見据え、22日23時に総務部、生活環境部、建設部の職員各1名と災害対策室6名の計9名が消防講堂に参集したほか、消防本部、建設事業課各1名が職場待機し、計11名の態勢で夜通し警戒に当たったところであります。

次に、対応が後手に回ったのではということにつきましては、これまで答弁させていただきましましたとおり、気象情報や関係機関からの情報をもとに、早目の態勢整備に努めていたことから、後手に回ったとは考えておりません。

○中村（誠吾）委員

今、説明はお聞きしましたが、職員が、関係部署がみずからそのように危機意識を持って集まってきたこと、これは了としましよ、当たり前だと思いますが。市長がいらっしゃらないので、総務部長に話しますが。

（「いればいいというものではない」と呼ぶ者あり）

それで、これだけの激甚災害に指定されるほどの災害が全道で起こっているのですよ。それで、ああ、よかったですのではないと思いますよ、私は。書いているのだから、予想されたら、せめて体制ぐらいしましよや。連絡室ぐらいの、いや、こういう言い方はしない、連絡室の体制をしくべきだったのです。市民に対する責任はそこにあるのだと思いますから、つくったものを絵に描いた餅にしないでください。それだけは話をして、まずこの質問については終わります。どうぞ。

○総務部長

今、委員から、連絡室を立ち上げるべきだったろうというお話がございましたけれども、今、担当からもお話ししたとおり、実は連絡室を立ち上げる部署の人間が、事前にきちんと集まってきておりまして。

（「そういうことではない」と呼ぶ者あり）

いや、集まってきておりまして、さらには実際の担当の災害対策室では、ずっと控えて土砂災害の状況とかというのは、今こういう時代ですので、実はどの程度土砂、緩みがあるかとかというのは、機械で全部観測できるようになっているのです。そういった警戒をしながら、もちろんそれが大変な状況になれば、今お話のように室を立ち上げるというようなことは当然しなければいけないのですけれども、いつ立ち上げるかというようなことも心配しながら警戒をしておりまして。

そういった中で、判断としては、まだそこまでは至らないという判断をいたしました。ただし、判断をしながらも、立ち上げていないという形だけではなくて、実際の体制としては立ち上げたと同じ部署の者が、先ほど言いましたけれども、来ていて、そういった警戒態勢に当たっておりますので、そういう意味で言いますと、形としては立ち上げておりませんが、実際にはそれに相当するような警戒態勢はしていたということでございます。

さらには、今回、台風が多かったですので、先ほど担当から話しましたように、夜にはきちんといろいろな対策室が立ち上げられるように、実際の物といいますかね、パソコンですとかプリンターとかという話をしていましたけれども、すぐにそういった態勢がとれるような準備訓練といいますか、そういった準備をしながら夜通し警戒態勢にも当たったという事実もございまして、ですから、委員御心配のことはわかりますけれども、こちらとしても、すぐに対応できるような体制をとれるように準備態勢は整えていた、そういった状態でございます。

○中村（誠吾）委員

徹底的に反論したいところありますけれども、いいです。これはこれから災害が起きれば、改めてやらせてもらいます。私、準備していたよという、そんな話を聞いているのではないのです。何ですか、この計画、したら。まあ、いいです。

(「何のために計画をつくっていたのさ」と呼ぶ者あり)

◎高齢人口と救急車の配備体制について

次に、災害のことも含めまして、それに真っ先に対応する消防の体制のことについてお聞きします。これは、本会議でも、まずはその消防施設の整備を図ってほしいということは言いました、ある意味でハードの面で。

次に、中身に入ります。一つは、高齢人口の増加と救急車の配備体制についてお聞きするのですが、これまで整備指針等をお聞きしました。その改正によって、小樽市においては、救急車 5 台体制になっていると理解しています。それで、高齢人口の増加を見据えた場合、今後、考えていかなければならない課題もあると思いますので、国の考え方、指針もあるかと思いますが、小樽市の考えをまずお聞かせください。

○(消防)池亀主幹

高齢人口の増加と救急車の配備体制につきましては、国の整備指針においては高齢化が進むほど救急ニーズが高まることが想定されており、本市においても、同様の傾向となっております。したがって、現在、本市においては、5 台の救急車により救急業務を実施しておりますが、今後の高齢化の状況や救急出動件数等を総合的に考慮しながら、必要な救急体制の整備を行ってまいりたいと思います。

○中村(誠吾)委員

救急体制のことで、実は高規格救急車の運用とそれに携わる救急救命士の養成について関連してお聞きしたいのです。この高規格救急車の運用は、市民のために絶対に必要だと私は考えています。救急搬送の重要性は高まるばかりであります。それで、スペシャリストの配置が不可欠になってくるわけです。高規格救急車のさらなる増強はもちろんですけれども、並行して着実に実施していただきたいのが、この救急救命士の的確な配置とその養成です。それで、そうはいつでも、救命士の養成には時間がかかりますし、経費もかかると聞いております。今、大学や専門学校でも、必要課程修了後、国家試験をとってくるのだそうです。それで、まず人材確保の現状はどうなっていますか。そして、現消防士、今いらっしゃる消防士からの養成を考えた場合、どのような課題が出てきますか。そして、三つ目ですけれども、これまでの経過、これらに取り組んできた経過をお知らせください。

○(消防)池亀主幹

救急救命士の人材確保の現状ですが、消防吏員採用試験に救急救命士の採用枠はありませんが、採用された者の中に救急救命士の資格や受験資格の者がおります。それだけでは人材が不足しておりますので、養成学校に入校させ、必要な救急救命士を確保しているのが現状でございます。

職員からの救急救命士養成の課題ですが、受け入れ先の入校枠の問題や養成に予算のかかることなど課題がございます。

高規格救急車の導入につきましては、これまでに平成 6 年度に花園出張所、9 年度に手宮出張所、25 年度に朝里出張所にそれぞれ高規格救急車を導入してまいりました。さらに、今年度は塩谷出張所に高規格救急車を導入し、30 年度には銭函支署に導入する予定となっております、5 台全ての救急車を高規格救急車とする計画となっております。

また、救急救命士の養成につきましては、4 年から計画的に行ってまいりましたが、今後の高規格救急車導入や救急救命士の高齢化を考慮しながら、必要な救急救命士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

まず、人の話を、今聞いたわけです。それで、ここがこけるとどうもならないので聞きますが、車両の更新と修繕等について、消防車両の更新計画等はどうなっていますか。更新計画があると思います。当然、更新の基準があると思うのですが、車両機能の維持と点検は当然のこととして、老朽化によって修繕等も必要になると考えます。いざというときに、やはり更新しておけばよかった、動きませんでしたなんて話になりませんか。ですから、どのような対応をとられていますか。

○(消防) 警防課長

消防車につきましては、放水が可能な消防ポンプ車から救助工作車、広報車など多種に及んでおります。更新の期限につきましては、若干異なりますが、基本的には自動車部品の調達が困難となる購入後25年目をめどに更新する計画となっております。

また、救急車につきましては、出動回数が多く、走行距離も著しく増加することに伴いまして、傷病者を搬送する上で、大変重要な防振性能の低下が認められる購入後8年目をめどに更新する計画となっております。車両の整備につきましては、消防本部の整備工場で行っております。なお、部品の入手が困難なもの、車両の整備が特殊なものも多くありますが、整備工場で可能な限り対応し、今後も出動体制維持のために適切な車両の管理に努めたいと考えております。

○中村(誠吾) 委員

おいそれと民間にお渡しするわけにいかない、委託するわけに私はいかないと思います、まず万全の体制をしいておいてください。直営で結構ですから、万全の体制をとってください。

それで、救助技術の向上についてです。これは何かというと、先ほど総務部長にいろいろ言いましたが、災害はいつどこで発生するか予測できないわけです。海も山もある小樽においてはなおさらで、そのような中で、小樽の消防は高度な技術を持った体制の構築が迫られます。

そこでお聞きします、そこにかかわるのです。港があります、海に車が落ちた。潜水士の皆さんが必死に活動するわけです。そして高所の山、がけがあるから、はしご車の隊員など特に困難な任務に臨むこれらの隊員の方々の日常における技術の向上、練度は絶対に必要です。これは市民の皆さんの目には直接見えなくても、市民の安全に直接かかわる大変重要なことだと思っています。それで、これらのスペシャリストたちの隊員の育成等も含めて、今後の体制強化の考えをお聞かせください。

○(消防) 警防課長

潜水士を初めとした救助隊員の育成につきましては、日常行っております基本訓練、潜水施設を利用した実地訓練、さらには小樽海上保安部や北海道警察との合同訓練など、より実践に即した専門的訓練を行い、日々隊員の育成とレベルアップを図っております。今後の体制強化につきましては、これまでも行っておりますが、計画的に北海道消防学校へ入校し、隊員の技術の向上と知識の習得を図るとともに、より装備を充実させて体制を強化したいと考えております。

○中村(誠吾) 委員

最後に、質問というか、消防長にお願いしたいのは、こんな比喻、武田信玄ではないけれども、人は石垣ですよ。人は城ですよ。市民の安全を守るためには、この消防の仲間のこの体制の構築が絶対必要です。それで、今、我が市は赤字財政の気質から抜け出して、何とか財政方の必死の努力で黒字に転換しているわけです。ですから、こういうときに、きちんと備えていただきたいと思っています。予算のこともこれ以上は言いませんけれども、こういうときこそ備えに向かっていたいただきたいと思います。お考えをお願いします。

○消防長

消防力の強化という部分だと思います。消防力の強化は、先ほど、警防課長ないし主幹も言ったように、車両や資機材の確保ということも重要ですが、限られた財源でありますから、その中で、今答弁したように、自前の整備工場を持って、なるべく長く使っていくという努力をしております。

それと、今、委員がおっしゃったように、もう一つ強化として重要なのは、マンパワー、人材育成でございます。消防本部では各署に日常訓練といいますか、初動訓練ですとか、そういったことは日常的にもやっておりますし、それから予防査察、査察員の講習ですとか、そういったこともやっております。また、天神に消防の訓練センターを持っておりますので、実働訓練もやっている。そのほかに消防という組織は、北海道消防学校を初め、いろいろ

な研修する場面がございます。これは裏返せば、それだけ人の命にかかわっている重要な部署だということだと思いますが、そういった研修機会を通じて個々のスキルアップはもちろん、それがひいては小樽市消防の全体のレベルアップ、パワーアップとなりますので、今後もそういった研修ですとか、講習ですとか、そういった機会捉えて、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○面野委員

◎人口減少について

それでは、一般質問で質問させていただいた人口減少について引き続き質問をさせていただきます。

小樽市統計書のデータをもとに、平成元年から27年の市内総人口の推移を確認しましたところ、14年までの減少率は1%前後でありましたが、15年以降は1%を下回ることはなく、減少率も近年増加傾向にあるというふうに私は認識しています。

先日の新聞報道でもあったとおり、少子高齢化に拍車がかかり、5年以内に高齢化率が40%になるのではないかなという記事も出ていましたが、先日の一般質問の答弁では、元年の小樽市総合計画では20万人に目標を設定し、次に、市民と歩む21世紀プランでは総人口16万人、そして、現在計画が遂行されているであろう21年策定の第6次小樽市総合計画では、32年の総合人口約11万2,000人と推計しており、このままいくと11万2,000人というのは、32年には現実的な数値となり、推計の精度は上がったのかもしれませんが、依然人口減少が解消されることは現在のところ至っていないと私は感じています。

そこで、先日の一般質問の答弁で、消防の人口減少後の対策については、近隣市町村などの連携と効率化などということでお答えをいただきましたが、私はそれから水道事業は、今後どういうふうを考えていくのかということ、私見ではありますが、単純に考えると人口が減っていくというのは、点々と減っていくことであり、どこかの町がなくなるということではないと思います。

そういうことで考えると、上下水道事業の規模に関しては、維持や整備について費用はそんなに大きく変わらないのだけれども、使用料に関していえば人口世帯数が減る分、減ると考えます。その場合、考えられる対策は、基本料金を上げるとか、使用料金の改定で現在よりも1人当たりの料金が高くなると私は考えるのです。ここで水道局に質問ですが、今後、人口減少が懸念される中、水道事業の維持整備はどのような方向で考えられていくのか、現在、考えられる推測で構いませんので、お示してください。

○（水道）総務課長

水道事業の今後の取り組みについてであります。これまでも人口減少が進んでいく中、浄水場の統廃合や配水管の口径ダウンサイジングなど、水の需要に見合った施設規模への縮小をしておりますが、今後はさらに適切な維持管理による施設の延命化を図り、ライフサイクルコストの縮減にも努め、経営の効率化を目指してまいりたいと考えております。

当面の具体的な取り組みといたしましては、上下水道のあるべき姿と目指す方向性を示した現在の小樽市上下水道ビジョンが平成30年度までの計画期間としておりますので、平成31年度からの10年間を示す新たなビジョンを策定していくことになるのですが、その策定の中で維持管理費ですとか、あるいは更新の見直しなどの支出、それから料金による収入、そういったものを長期的な収支バランスを見きわめていながら、安定的で持続可能な事業運営といったものを行っていきけるように今後も検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

段階的な措置を今後も講じていただきまして、これからも市民生活の水準が保たれるように、より一層御尽力をお願いしたいと思います。

次に、次期総合計画が2019年から2028年の10年間の長期にわたる計画になることと思いますが、私は先を見越し

た人口対策に考慮した計画を立てなければいけないと感じております。総合戦略の策定に関して、人口対策会議というものが設立され、その議事録を拝見したところ、人口減の解消についての対策には議論されているのですが、人口減少後の対策については一言も触れられていないというふうに感じました。

この会議の趣旨は、人口減少どうやって食いとめるかという議論する場であったのかもしれませんが、今後、人口減少後に対応する、対策を議論する公的な場が必要であると私は考えますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室富樫主幹

まず、さきの第 2 回定例会の予算特別委員会におきまして、当時、新風小樽の高橋龍委員から同様の御質問をいただいております。その際ハード事業につきましては将来人口が減少することを想定し、計画を策定あるいは策定中であるという答弁と、ソフト事業につきましては、その時々で効果的な施策を実施していく考えであるということ、現時点で人口減少を抑止する対策と人口減少を踏まえた対策というのを、ここを明確に区分していないと、このような趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。当委員会におきましては、両委員の質問を踏まえまして、答弁をいたしますので、御理解いただければ幸いです。

ソフトウェア事業につきまして少し議論を深めさせていただきますと、人口により行政サービスの供給量が決まるものにつきましては、これまでも所管部において人口減少を踏まえた対応を行ってきたところでございます。ただ、これ以外のソフト事業のうち、例えば先ほどの水道の話もございましたが、例えば人口の多寡にかかわらず維持しなければならないような行政サービスなどは、両委員から御指摘もございましたとおり、人口減少を踏まえた対策をとる必要があるという認識をしております。

今、人口減少を踏まえた対策としましては、委員のおっしゃるように明確に総合戦略に人口減少を踏まえた対策というような記載はないのですが、総合戦略の四つの施策パッケージの記載の部分において、人口構造そのものを変化させる戦略として積極戦略、積極戦略の効果が変わるまで、ある程度の期間、ある程度の人口減少が避けられないということを踏まえた協働の推進、機能の分担によって包括的なまちづくりを目指す調整戦略というふうに二つに分類をしているところでございます。

この人口の多寡にかかわらず、維持しなければならないサービスの多くが、この後段の調整戦略に属しているというふうに考えているところでございます。委員の御指摘にございましたとおり、人口対策会議では、人口減少をどうやってとめるかという議論が確かに中心でございまして、この人口の多寡にかかわらず維持する必要のある行政サービスについては、それを取り上げて議論したというところではございませんが、総合戦略自体が人口対策会議の検討を踏まえて、またパブリックコメントも実施をして策定したものでございますので、一定程度の議論はなされたと理解をしているところでございます。

なお、人口減少に対応するこの調整戦略の推進に当たっては、やはり効果的、効率的であるということが求められているものですから、今後はやはりマネジメント的な部分、こちらを強化しつつ事業の推進に当たってまいりたいと考えてございます。

○面野委員

今、主幹からも御説明があったのですが、これからつくる総合計画に人口減少に対応できるまちづくりのプランなども私は入れたほうが良いと思うのですが、人口減少を改善するための行政ができる体制、これは今言われていた総合戦略に載せている部分と、あと今し方言われていました調整戦略、人口減少後の行政対策と別々の側面から総合計画に搭載させて、やはり庁内はもちろん、市民の皆様にも今の現実というか、これからこういうふうになっていくのではないかと方向性をお示したほうが、備えあれば憂いなしではないですけども、やはり急に何か、今まで支給していたものが縮むですとか、支給していたものが廃止されるなんかということの懸念が、急に起こるよりも、やはり今小樽市の現状がこういうふうになっているということを皆さんに知らすためにも、新総合計画にのせるテーブルにまず、策定委員会などでテーブルに置いてほしいと思うのですが、その辺はどうお考

えですか。

○(総務)企画政策室品川主幹

まず、総合計画ですけれども、現行の第6次総合計画においても、将来人口は減少していくという推計値を採用しまして、各施策を総合的に展開することにより、人口減少を最小限にとどめるよう努めるという部分と、人口や財政の規模に見合った市政運営が必要という両方の視点で、基本的な考え方としては、現行の計画にも搭載しております。各施策もこれらの考え方を念頭に進めていると認識しているところであります。

しかしながら、委員も先ほどおっしゃったとおり、この推計どおり人口減少が進行している、こういった現状を踏まえますと、より強力な人口減少を食い止める施策、これを推進するとともに、少なくともこれらの施策の効果があらわれるまでは、人口減少とそれに伴う財政規模の縮小、こういったものが続くことが予想されますので、より危機感を持ってそのような状況下で起こり得る課題の把握とその対策、これを早目に打っていくことが必要であろうと認識しておりますので、次期総合計画の策定においても市民にもお示しをしながら、こういったことを検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

やはり備えとなるのは懸念材料の明確化を行って、統一の意識を持って庁内議論だけにとどまらず、市民の皆様とのコンセンサスという言葉がきのうも使われていましたが、得られていくまちづくりをされていくことを私は望んでおりますので、これからもよろしく申し上げます。

◎母子家庭自立支援給付金事業について

それでは次に、母子家庭自立支援給付金支給事業についてお伺いいたします。

まず、これはどのような事業なのか、御説明いただきたいと思います。

○(福祉)子育て支援課長

まず、この事業がどのような事業かということでございますけれども、母子家庭等自立支援給付金支給事業の概要について説明させていただきます。

この事業は、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、母子家庭の母または父子家庭の父を対象といたしまして、2種類の給付金を支給することとしております。

一つ目、自立支援教育訓練給付金でございますけれども、母子家庭の母または父子家庭の父が就職を目的としまして、介護職員研修、医療事務講座などの資格取得のために講座を受講し、受講を修了した方に費用の一部を支給するものですが、平成27年度まではかかった費用の20%相当額、こちら上限10万円としておりましたけれども、今年度からはかかった費用の60%相当額、上限20万円といたしまして支給することに、本市の実施要綱を改正する予定としております。

2点目、高等職業訓練促進給付金という給付金がございますけれども、こちらにつきましては、母子家庭の母または父子家庭の父が看護師、介護福祉士、保育士等の就職に有利な資格を取得するために、修業期間が昨年までは2年以上の学校ということでございましたけれども、ことからは1年以上の専門学校や大学等で学ぶ際に、学校への通学のために収入が減少してしまうものですから、世帯の生活の安定を図るために、専門学校等への修学期間中、27年度までは2年間を上限として、28年度からは3年間を上限といたしまして、市民税非課税世帯の方に月額10万円、市民税課税世帯の方に月額7万5000円の訓練促進給付金を支給するという制度でございます。

○面野委員

述べていただいた給付金の支給ですが、これはどのタイミングで支給されるのでしょうか。

○(福祉)子育て支援課長

1点目の自立支援教育訓練給付金事業でございますけれども、対象の講座の受講が修了した後、1カ月以内に修了証明書ですとか、納めた領収書の書類を添付していただきました支給申請書を提出していただきまして、支給決

定後速やかにお支払いすることとしております。

2 点目の高等職業訓練促進給付金事業につきましては、毎月学校へきちんと出席をされているかどうか出席状況確認書という書類を添付していただきまして、原則毎月月末にお支払いすることとしております。

○面野委員

ちなみに、現在の市内の該当者というのは、どのぐらいいらっしゃるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

この制度の対象となるのは、母子家庭、父子家庭、ひとり親家庭でございますので、ひとり親家庭の直近の数字ということでまずお答えさせていただきますけれども、生活保護を受給しているひとり親世帯の世帯数とひとり親家庭等医療助成制度の対象となっている世帯数を合計した数字でございますが、本年 8 月末現在で、母子世帯は 1,595 世帯、父子世帯は 81 世帯となっております。

○面野委員

それでは、今年度の問い合わせ件数ですとか相談件数ですとか、支給者の内情というか状況をお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

今後この制度を受けたいというような問い合わせの件数でございますけれども、今年度中に受けたいという御相談はまだないですが、来年 4 月から看護師の資格を取得するために進学されたいという方からの御相談は 1 件受けてございます。

○面野委員

そうしたら、今回の対象資格の拡大についてですが、改正後、歯科衛生士や美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師と、この補正予算の書類に書いていますが、拡大後について、市内の状況と市の見解というのはどのようにお考えですか。

○（福祉）子育て支援課長

まず、市内の状況でございますけれども、今回拡大することと予定しております歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師の 5 資格でございますが、市内でこれらの資格を取れるのは、歯科衛生士の資格が取れる 1 校となっております。そして、この拡大について市の見解としましては、これらの資格につきましては、国の要綱で例示として示されているものでございますけれども、歯科衛生士の学校以外にも調理師、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、これらの資格を取れる学校が隣接する札幌市に大学や専門学校を含め多数ございますので、小樽市としましては、これらの札幌への通学含めて対象資格にすべきと考えましたので、今回、国の例示どおりの資格を対象として追加するように提案をさせていただいているところです。

○面野委員

それでは、今回 637 万円が補正予算で組まれたわけですが、この金額で何名ぐらいに支給できると考えられるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今回の補正予算ですけれども、637 万円を計上しておりますが、この内訳でございますけれども、支給期間を 2 年から 3 年に拡大することによって、残り 1 年を追加でお支払いする方につきましては 4 名を見込んでございます。それから、対象資格を歯科衛生士等に拡大することに伴いまして、新たに申請を見込んでいる方が 4 名ございます。合わせて 8 名分ということで 637 万円を計上させていただいております。

○面野委員

これ、いつごろから行われている事業ですか。

○（福祉）子育て支援課長

制度の開始時期でございますけれども、国におきましては平成 15 年度に制度を創設いたしまして、小樽市におき

ましては16年4月から事業を開始してございます。

○面野委員

当初予算が1,500万円ということだったのですが、先ほどの御答弁では600万円で約8名分が支給できるというふうにおっしゃってましたので、当初の1,500万円ということであれば、約20名弱を対象とした事業だったということの認識でよろしいですか。

○（福祉）子育て支援課長

当初予算1,500万円のうち、高等職業訓練促進給付金につきましては、非課税世帯が8名の方で課税世帯が6名の方、合わせて14名の方が受給されるものとして予算をつくってございました。

○面野委員

私の知り合いで、准看護師を目指している方の話ですが、この方は高等学校に通って、1年目は昼から夕方までの座学、授業が終わり、その後アルバイトなどをして学費、生活費を稼ぐことが可能だけれども、2年目は朝から夕方まで実習で、その後レポートや国家試験のための自主的な勉強が必要となって、なかなかお金を稼ぐためのアルバイト、仕事につけないということで、家庭環境だとかいろいろな経済環境があると思うのですが、その方は生活費がままならず、食べるもの、住むところ、勉強する環境というのも、自分の中では環境は余りいいとはいえないということで、周りの方でも中には挫折してしまう方もいらっしゃるというふうに私も聞いたことがあるのですが、本支給事業は自立支援のために努力している期間の、入学だとか学費、教材費などその辺の勉強する環境を整えるための助成事業というのは、この小樽市は並行したものはあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

こちらの母子家庭等の自立支援給付金につきましては、先ほども概要を説明させていただきましたとおり、通学することによって収入が減ってしまうという生活費の補填に対する給付費でございます。委員の御指摘のありました入学金ですとか、授業料ですとか、教材費につきましては、こちらの母子家庭の自立支援給付金の対象にはならないのですが、北海道が貸し付けの制度を持っておりまして、母子福祉資金、父子家庭でございましたら父子福祉資金という名称ですが、そういった北海道の貸付制度がございます。この資金は貸付制度でございますので、返済の義務がありますけれども、条件により無利子または低利で借入れが可能となっております。入学金は対象となっておりますが、授業料など入学後に必要となる資金につきましては、技能習得資金という名称の資金になりますし、技能習得中の生活費の不足分につきましては、生活資金の貸し付けを受けることが可能となっております。

なお、この貸し付けの相談につきましては、貸し付け自体は北海道ですが、市の子育て支援課に母子父子自立支援員という職員を配置しておりますので、子育て支援課が相談の窓口になってございます。

○面野委員

この自立支援事業は、私、本当にいい事業だと思いますので、一人でも多くの方に知ってもらって、この自立支援事業を行って、ぜひ自立支援できるような方をふやしていただきたいと思います。

最後に、この補正予算の書類の中に書いてある事業名が、母子家庭自立支援給付金支給事業費とあるのですが、厚生労働省では、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立給付金事業としておりますので、小樽市でも公的な記載は今後改めたほうが、見る人にも親切かなと思いますので、最後にその点だけ、私の要望です。

○（福祉）子育て支援課長

委員の御指摘のとおり、確かに予算書等の表記につきましては、父子家庭のところは抜けてございますので、来年度以降の表記につきましては、財政部と調整しまして、改めていきたいと考えてございます。

（「差しかえたほうがいいのか」と呼ぶ者あり）

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

○委員長

自民党に移します。

○鈴木委員

◎高島漁港の観光船について

まず、高島漁港の観光船についてですけれども、この件は皆さん聞かれています、答えが同じというか、全然進まない感じもありますけれども、もう一度確認の意味でお聞かせください。

まず、この事業者が係船しているUフック、これは違法な状態と認識しているのかということ、違法な状態は市は認識していると。附帯条件をつけて、その件で許可をしたと。それから、水面利用については、漁業者との協定が結べない中、今後するようにサジェスションをして許可をしたと。それから、分区の件は、本来、きのう民進党の中村誠吾委員が言われましたけれども、建てられるものを書いてあるという限定列挙なのに、要するにこの中身を見ていくと、いかにももう観光事業というふうにとれるのに、その分区の規定を使わないというのかな、それで許可をします。そして、建設部は、港湾室がオーケーと言ったので、こちらは問題ないというふうに考えているということで、きょうの朝刊にも載りましたけれども、各方面から本当にこれでいいのかというお話は来しています。

まず改めまして、この今の件、もう一度どうしてそれで許可できるのかということをお聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

まず、鈴木委員が御指摘された1点目、Uフックが撤去されないまま許可されているという件についてですが、車どめにUフックがつけられていることについては、こちらからも幾度となく口頭ですけれども、撤去するように指示はしているところでもありますけれども、港湾の使用許可に当たりまして、Uフックの撤去というのは許可の条件とはなっておりませんが、申請者に対しては、許可に当たって係船環を申請者が設置するという条件を付しているところでもあります。このことが実行されることによって、Uフックが撤去されるだろうと考えていた次第であります。

二つ目の、そもそもここになぜこのような許可が出せたのかという御質問でありますけれども、浮き栈橋と港湾の使用につきましては、港湾区域であります水域が港湾法第2条第3項で定められていることと、港湾法第2条第4項では臨港地区における土地、いわゆる陸域の部分については小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例というもので、そこに建築される構築物の規制がされるということになっておりますので、係留と浮き栈橋の設置については港湾法第37条第2項に基づき当該港湾の利用に著しい支障を与えないことで判断し、小樽市港湾施設管理使用条例により許可したものであります。

また、陸域の建物につきましては、分区条例別表3第12号により所有者が利用するという施設を判断した上で適用するものと判断したところであります。

○（建設）建築指導課長

確認申請の確認に関しましては、建築基準関係規定に適合しているということで、建築確認をしております。

○鈴木委員

先ほど申し上げたとおり、建設部は港湾室が基本的には分区、引っかからないということでオーケーだというふうに答弁は聞いているのですけれども、逆に港湾室がだめだと言ったら、建てられないということになるのですか。

○（建設）建築指導課長

先ほど申しました建築基準関係規定の中に港湾法が入っておりますので、港湾室で、それは港湾法に適合しないということであれば、確認はおろせないということになります。

○鈴木委員

それでは、建設部にもう一つお聞きをします。完了検査は9月6日に行ったと。それで追加説明書を求めたということで聞いておりますけれども、きょうの時点でもまだ終了はしていないということですよね。

○（建設）建築指導課長

完了検査を行って建築基準関係規定に適合しているということでしたら、検査済み書というのが交付されるのですが、本日、現地に行きまして、用途が倉庫から事務所に変更になっていた建物に換気扇の設置を確認しましたことから、本日付で検査済み書を交付いたしました。

○鈴木委員

完了検査が終わって許可を出したということですね。そういうお話であります。

そこで、港湾室にお聞きをしたいのですが、きのうの資料になるのですが、小樽市建築指導課に出されています確認申請追加説明の件でありますけれども、これの5番に、シャワー棟ですね、シーズン中訪れた方が水遊びをした後、汗流し目的と、漁業関係者船舶事業者の方も利用可能ですとあります。こちらの事業所のインターネットに、この前のところに遊べるビーチといいまして、海水浴場等を規定しているわけであります。この関連からいきますと、ここのビーチで遊んだ方がシャワーを使う、これもありと。そうすると、飲食もあって、シャワーもある、海の家ではないですか、まるで。これを観光と言わずして何と言うのか御説明ください。

○（産業港湾）管理課長

今のシャワー室の件ですけれども、シャワー室については確認申請が提出される前の事業者との協議により、これについては漁業者が使うことはないのではないかとということに対して、取りやめてもらっている経過がございます。

○鈴木委員

ということは、こちらに出された資料は違っていたということでよろしいのですか。きのうの資料には、これが入っているのだから。

○（産業港湾）管理課長

当初出された事業計画書に記載されているシャワー室というのは、あくまでも当初相談に来られた段階での計画でありましたけれども、その後、協議とか進めていく上で取りやめになっているというものであります。

（「今答えていない。これは、ですから違うのですか」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員

そうしたら、これは当初の資料だったということですね。最新の資料はきのう出さなかったということで、よろしいですか。

○産業港湾部参事

きのう提出をさせていただいた資料につきましては、あくまで7月4日付に事業者から港湾室に出された追加説明ということで出されたものでございまして、その後、変更があったということでございます。

○鈴木委員

長々やるつもりはありません。最後に言いますけれども、私、自民党会派も多分民進党会派も、皆さん疑問に思われて聞いていますよ、ずっと。要するにこの運用は、余りにもねじ曲げられたものなのではないかということで質問しているわけです。そういう意味では、明らかな納得ができる答弁はいただけないわけですし、このことは、ずっと持ち越すことになると思います。ですから、関係部署は必ずこのことを説明できるようにやはりしていただ

きたい。それは、今のままでは納得は本当にできていませんし、市民の方もおかしいと思っていますよ。やはりほかの法令遵守の意味合いからも、このことだけが特異性があると思いますので、その点はしっかり今後対応していただきたいということで、この項は終わります。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議から商工会議所を外した件について

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議から商工会議所を外した件ですが、市長及び副市長の答弁の変節をたどりますので、お聞きください。

まず、副市長は選任されておりましたが、市長は私の平成27年第4回定例会一般質問で、商工会議所は北海道新幹線建設促進小樽期成会が提言書を取りまとめたので、策定会議に委員として参加を要請されたが、市の判断で助言をいただくアドバイザーでいいと判断し、その理解が得られなかったため第1回策定会議は欠席となった。その後、予算特別委員会ではアドバイザーでは当初の考えはあったが、私、質問しましたから、鈴木委員に言われたので、委員に入れる考えも含めて改めて商工会議所と協議すると答弁しました。平成28年第1回定例会代表質問の中では、その件は副市長とも協議してきたが、第3回策定会議前に結論が出ず、間に合わなかった。商工会議所へは副市長を通じて調整していると。商工会議所との連携は必要であることは理解している。できるだけ早い時期に情報を提供していきたい。

副市長は、森井市長が就任以来、中をはしよりますけれども、また関係機関とのかかわり合いについて、これまでと違う新たな方向を改善を、今、模索しているところだ、それらの一環として委員への参加または商工会議所とのかかわりについて、現在、協議を進めているところで、今しばらく時間をいただきたい。また商工会議所のかかわりについて細かなことはここでは言えないと。

同予算特別委員会、副市長答弁では、策定会議には経済界からの代表を1人入れたい、1人というか一つですね、入れたいと。経済団体でもさまざまな経済団体があるが、それを統轄する団体の代表が商工会議所で、進行形で相談している。この一連の流れについて、間違いはありますか、市長、副市長それぞれお答えください。

○市長

その流れで問題ありません。

○副市長

間違いございません。

○鈴木委員

そこで、我が党の酒井隆行委員が、今定例会の一般質問の市長の再々質問の答弁で、今の策定会議の件で御指摘かと思えますけれども云々とあります。誰か言っていただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

再々質問の市長の答弁を報告させていただきます。

「私自身、選挙戦において、市政を変えますという思いのもとで当選をさせていただきました。まさに現在、そのような意味では、改革をどんどん進めていっている状況でございます。その考えを受け入れてくれれば、いつでもウエルカムでございます。つまりは、私としては、商工会議所もやはり変わっていただかなければならないと思っております。つまりは、今までどおりに事を進めたいと言われましても、なかなか合わないところが出てきている。今までそれで結果的に委員で入ることになっていないのは、その受け入れがなされていない、そのように私自身は思っておりますので。いつになったらということでありまして、その考えを受け入れていただければ、その間においても委員として入られる可能性はありますし、その思いがどうしても受け入れられないというのであれば、その結果いつになるかというのは、私の中では答えをすることができません」というところでございます。

○鈴木委員

大変に重い御答弁ですよね。それでは市長しかこれに答弁できないと思いますので、聞かせていただきます。この答弁の中で、改革をどんどん進める、その考えを受け入れてくれればとありますが、改革とは何のことか、なぜ商工会議所は受け入れていないと判断しているのか、その件についてお知らせください。

○市長

改革とはというのは、私、このときの答弁では市における改革をどんどん進めていっている状況でございますということで、改革という言葉を使わせていただいたところでございますので、市の改革とは何かということでお聞きになられているということでよろしいのでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1 点目は、私自身は改革は意識における改革であったりとか、また今まで市として取り組んできたこと、そのものが今まで進めたことが当たり前だということではなくて、やはり現状において実際に進めていることをもう一度やはり原点に立ち返って、また今の方法で本当にいいのかどうか、そのようなことを含めて、目の前にあることもただ進めるのではなくて、課題も含めてもう一度自分たちの取り組んでいることに対して見直していく、そのような視点も導入していくということ、そのような考え方もお伝えしているところでございますし、また、例えば、研修方法も変えさせていただいているところでございます。

基本的には私も今まで何度もお話しさせていただいておりますけれども、市民の皆様のためにどうするのか、市民の皆様の視点で取り組むこと、それを改めて私が就任させていただいて、その視点で取り組むことを一つの改革という考え方のもとで進めているところでございます。

もう 1 点の商工会議所が…

(「受け入れていないと言っているのですから、どうして受け入れていないと判断しているのですか」と呼ぶ者あり)

どうして受け入れていないと。これは先日も答弁させていただいておりますけれども、私としてはこのように考え方を改めて、今までとは違う流れ、スタンスで取り組んでいるところでございます。先日の酒井隆行委員の答弁でも話をさせていただきましたが、そのように進めている中で、今までどおり事を進めたいというお話を受けても、そこにどうしてもずれが生じたりとか、またはその考え方に違いがある、時にはその点についての共有認識が持てない、そのようなことが起こり得るのかなというふうに思っているところでございます。その中で、それを私なりに鑑みたときに受け入れられていないと私なりにですけれどもね、感じているというところでございます。

(「全然何を言っているかわからない」と呼ぶ者あり)

(「何を言っているかわからない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○鈴木委員

全然わかりません、これ言っているの。

○委員長

どちらの部分が。後半ですか。

○鈴木委員

今、市長がおっしゃった意識の改革とか自分のやり方をこういうことですがけれども、それを商工会議所がなぜ市長のやり方を反対していると判断しているのか。

(「受け入れてない」と呼ぶ者あり)

受け入れていないというのだから、それを市長がこうやりたいというのに、いや、それはだめだよという事例があるということですよ。ですから、それは何ですかと。1 個や 2 個ではないと思いますけれどもね。自分の言っ

たことに責任を持ってくださいよ、本当に。

(「意味わからないんですか」と呼ぶ者あり)

(「答弁していないということですか、先ほど」と呼ぶ者あり)

○委員長

具体的に判断の理由ですね。

(「抽象的すぎる」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

判断の理由ですよ。こうされたから、こう思った、こういう目に遭ったので、こう考えざるを得なかった、簡単ではないですか。そういうことは、どういうことがあったのですか。

(「雲の上の話しされてもわかんないんだわ、日本人には」と呼ぶ者あり)

あのですね、市長みずから再々質問でこういう答弁をされているのですから、なぜそういう答弁をしたか、それを今詳しく聞いているわけですよ。そうすると、自分で説明ができないということであれば、なぜそういう話になるのかと、原点に戻ってしまうのですけれども。ですから、商工会議所は、なぜ市長の考えや改革ですか、それを受け入れないということ、受け入れていないからつき合えないと言っているのですよ。

(「つき合えないとは言っていないですよ」と呼ぶ者あり)

まあまあ、つき合えないみたいなものですがけれどもね、はい。そうしたら、そういうことを拒絶しているわけですよ。それで、変わってくれなければはっきり言ってつき合えない、やはりつき合えないと言っているわけですから、まず、何が受け入れられなくてそういうことになっているのだということを説明するべきなのではないですか、聞いているのだから。

○市長

恐縮ですが、今、副市長も商工会議所と打ち合わせ等させていただいているところですが、それに伴う個別の案件とか、具体的なこととかまではこの場においては影響等は出てしまったら困りますので、話は避けますが、しかしながらそういう出来事がある間においても話の中であったということでございます。

○鈴木委員

こんなので時間だけただ使うのは困るのですよね。市長は、そういう受け入れないという判断のもとに、今回こういう発言というか行動をなされたのですよ。確かにその一つ一つの案件は、どうかと言いますけれども、これゆゆしき言い方なのです。大変厳しい商工会議所に対しての言い方なわけですよ。ですから、我々は何があったのだろう、どうしてそういうことになったのだろう、それを改善するにはどうすればいいのだろう、当然考えるわけではないですか。実際そういう状態は困りますよ。ですから、それを解消するには、今後、市長にもっと質問して変えていただくか、いろいろな部分があるかと思えます。それを説明していただかなければ、進まないのではないですか。

○市長

ですから、そのような点を副市長を窓口として、商工会議所と直接さまざまなやりとりをさせていただいているということでございます。

(「でも、会頭が新聞の意図、何もわからないと言ってたでしょう。その考えが」と呼ぶ者あり)

(「わかんないって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「これ答えになっているんですか」と呼ぶ者あり)

(「なってない」と呼ぶ者あり)

(「私もこの質問しようと思ってたけど、こんな答えなら、何も質問に入れられないですよ」と呼ぶ者あり)

あり)

○委員長

市長、副市長、どちらか今に関してのお答えを、お願いします。

(発言する者あり)

(「商工会議所に何を変わってくれというの」と呼ぶ者あり)

(「うん、何を変わってくれというの」と呼ぶ者あり)

○委員長

私語は慎んでください。答弁、求めます。

○市長

答弁はしました。

○委員長

いいですか鈴木委員、質問を続けてください。進まないのです。

○鈴木委員

それでは、何回聞いても同じで、質問に答えたと言われるので、次に、商工会議所が先ほど市長が言われた、今までどおりに事を進めたいと言われても、とありますけれども、今までどおりの事の進め方とは、要するに市長がこのことがかんにさわるというか、気に入らないのだろうかというか、わかりませんが、この進め方をされては私は受け入れられないと、そういうところに来ているわけですよ。では、この進め方というのは、何を指しているのですか。

(「市民の税金で市政を動かしているんだから、説明責任を果たしたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

○市長

私が就任する前の、前任者が行われてきたときの段取りと同じように進めたいと言われてもということでございます。やはり市政は市長が変わりまして、さまざま変わってきているところでございます。また、考えや方針等も全く違う状況になってきているところでございますので、そのように、以前と同じ進め方と言われましても、そのとおりにやはりならない、そのように私自身は考えているところでございます。

(「制度を変更してからやればいいでしょう」と呼ぶ者あり)

(「答えたことになるんですね」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

多分かみ合っていないのかと思いますけれども、聞きますよ。その後、なかなか合わないところが出てくると、これもその一連なのかな。合わないとは、誰と誰がどう合わない。だから、市と商工会議所ですか、それとも森井市長と山本会頭ですか。どうなのですか、その対比をきちんと説明してください。

○市長

個人の話は一度もしたことはございません。今回、鈴木委員から御指摘いただいている件においても、新幹線における策定会議の委員において、商工会議所を委員には入れていない、その件についての御指摘だというふうに私自身は認識をしているところでございますので、それについて以前と同じように進めたいと言われても、なかなか合わないところがあるというふうに話をさせていただいたところでございます。

(「以前」と呼ぶ者あり)

(「だって、なかったじゃない、策定会議」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、今、以前とおっしゃった以前と同じようにというのは、具体的に理由を述べることはできますか。

(「市長就任後、策定会議実施されているでしょう。以前から策定会議はない」と呼ぶ者あり)

(「ない」と呼ぶ者あり)

(「そもそも違った意見を聞くための策定会議でしょう」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

市長が結局なぜ策定会議に入れなかったか、それを再々質問でお答えになったわけです。それで、ああ、市長は商工会議所とそりが合わないのだなど、我々はそう考えた。そりが合うとか合わないではない。でも、言っていることはそういうことですよ、基本的には。なぜと聞くのは当然ではありませんか。このなぜということについて、そんなに難しいのですか。というのは、再々質問というか議会内で答弁しているのですよ、こういう理由だと。ところが、それでは説明不足なので、もう少し中身を聞かせていただきたいというだけの話ではないですか。それを個人の名前とか、そういうのでなければ商工会議所のその体系だとか考え方、全体的な考え方だとか、市に対する態度だとか。では、そういったことで説明をしてください、個人名はいいですから。

○副市長

私も以前の答弁の中で、中身の詳しいことについてはお話できませんと申し上げたのは、特定の団体、一つの団体と市役所との話し合いを、どのような内容まで話しているかということについては、さまざまな影響があるので、その内容については具体的には言えない。そういう意味で言えば、市長がこの間答弁したのは、言ってみれば概括的な考え方について述べたということですので、個々具体の中身にまで及んでこういうことを、今までこうしてきたことをこういうふうにするというところまで、その団体とかかわり方について、そこまで議会議論の中で述べるというのは大変勇気の要ることです。相手のあることですので、そのことについては責任を持って、私が今窓口になって進めようとしていますし、また、現に進めている、そのことはもう少し静観をしていただきたいということで申し上げておりますので、個々、市長が概括的に言ったことが、個々具体的なことを一々挙げて言ったわけではなくて、全体としてこういう感じで団体と今こういう感じにいるということをお願いすると、私自身はそのように思っていますし、特定の団体と個別にどういうふうな話をしているということ、議会議論で細かなことまで申し上げるのは少しなじまないことかなという趣旨で申し上げているのでございますので、御理解をいただきたいと思います。

(「市長の考え方を受け入れてくれればと言っているんですよ」と呼ぶ者あり)

(「そんなこと言うのはおかしい」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

副市長のお言葉ですけれども、個々の団体とありますが、名指しでこれを変えなさいと言われたのですよ、向こう側は。なぜか、それは聞けないではないですか。だから我々にどうしてなのだと聞いてくれと言われているのですよ。何でそんなことを言われなければならないのだと、聞いてくれと言われているのですよ。それを言い放しで、自分たちはなじまないというか、自分たちの考えを受け入れないのであれば、はっきり言って策定会議にも入れないよと、そんな一方的な話ありますか。どうですか、お考え、副市長。

(「自分で言っているんだよ」と呼ぶ者あり)

○副市長

この後、商工会議所には、私どもの、先ほど答弁した市長の趣旨でありますとか、それから今後の詳しい話の内容の進め方などについては、できるだけ早く説明に伺いたいというふうに考えております。

(「そういうことではない」と呼ぶ者あり)

○市長

もう皆さんも御存じのように、副市長が商工会議所とやりとりをさせていただいていて、その間においても、私の考えや現在の市政、そのように変わってきているということをお伝えさせていただいているところでございます。

それらをお伝えさせていただいている中で、そのように会頭が何の話なのか分からないというふうに、新聞記事に出ていたとお話しされていましたが、その言葉が私は逆にいえば不思議でして、それだけ改革について話をさせていただいているのに、会頭には、その話が伝わっていなかったのか、それが私は非常に不思議に感じているところでございます。

(発言する者あり)

○鈴木委員

もともと商工会議所法のもと商工業の改善発展を目的とした広域経済団体である商工会議所に、ああしろこうしろ、でなければつき合わないぞという姿勢はね、幾ら市長でも不遜なのではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

お答えください。

○市長

私は変わってほしいという希望的な思いはお伝えさせていただいたところでございます。しかしながら、具体的に、ああしろこうしろという話は、昨日も高橋龍委員から具体的に変えるべきは何かという質問をされたときに、それは私自身が言うべきことではないというふうに答弁しましたけれども、そのように具体的にこちらからああしろこうしろというふうに言った覚えはございませんので、それについては不遜だと考えてはございません。

(「すごいな」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員

再々質問の答弁で市長は言っているのですよ。そちらが変わっていただかなければ、いつまでもこの件については結論が出せない、自分是不変、相手が変わってくださいという意味ではないですか。でも、どこに市長が自分で歩み寄って変わるという答弁をしているのですか。あくまでも一方的に商工会議所が変われと言っているのではないですか。

(「ああしろ、こうしろという質問ですよ、さっき」と呼ぶ者あり)

○副市長

市長も、市長の思いで、こういうふうになってほしいという願望で言ったのだらうと思いますけれども、私とすれば、これまで続けております市政の進め方、それを商工会議所に説明し、また商工会議所は商工会議所として、市政とどうかかわっていくかという、向こうは向こうの考え方を持っていますので、その辺に今のところ隔たりがあるので、それをどう埋めていくかという話を個別具体的に進めていると。

また、この間、先ほどの答弁、前回答弁しましたけれども、第2回定例会から第3回定例会にかけてなかなかその件に関して個別で話をする時間がなかったということですが、私とすれば、江西区との幹部同士のつき合いでありますとか、それから潮まつりにかかわるかかわり方の中で、どのようにそこのお互いに話し合いながら溝を埋めていくのか、そういう機会を持ちつつ少しずつ歩み寄る市政をつくっていききたい、そんな思いでこの数カ月を過ごしてきたというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○鈴木委員

まさに、今、副市長の言ったことに私は言いたいですね。副市長に一つ聞きますよ。森井市長の自分に合わないものを外すという短絡的な姿勢は、小樽市の行政の根幹にかかわるものですよ。これでは、庁内もまとまらず、他団体ともうまくいくわけがない、混乱を招く一方ですよ。副市長は、第一にこのことを懸念として副市長職を受けたのではないですか。私はそう理解していますよ。ますます増長しているのではないですか。そのことについて、副市長は、そのことを解決するののも一つの仕事として考えていたかどうか、お知らせください。

○副市長

まさに私はそういう趣旨でもって副市長に、議会の信任をいただいたものだらうと私自身も自覚しておりますし、

この問題を商工会議所と市役所との今の関係が、必ずしもいい状況にはないという、私自身もそう思っていますし、そこを何とかどういう形で埋められるのかというのは、この間ずっと考えておりますし、先ほども言いましたけれども、本議会が終わりましたら、またこの件に関して、個別具体的問題としてどのような接点があるのか、それに向けて鋭意取り組んでまいりたいとは思っております。

○鈴木委員

◎関西小樽会、東京小樽会について

我が党の山田議員と公明党の松田議員が代表質問、一般質問で、本年 7 月 9 日、10 日に行われた関西小樽会、東京小樽会の市長の欠席の経緯について何点か質問させていただきます。

関西小樽会及び東京小樽会の設立経緯と目的については既に答弁いただいておりますので、ここではお聞きいたしません。両会の開催内容と本市に対する貢献内容についてお聞かせください。

○（産業港湾）荒木主幹

関西小樽会の総会懇親会の開催内容につきましては、7 月 9 日の土曜日午後 4 時から午後 7 時までの 3 時間、大阪マルビル大阪第一ホテルにおいて開催されまして、来賓を含め 54 名が参加されました。会の内容といたしましては、主なもので申し上げますと、まず冒頭、総会が 10 分程度ございまして、次に市長と語る会というのがございまして、これが 40 分程度、今回は、出席者が副市長と議長、商工会議所副会頭、観光協会会長、それぞれ小樽市にかかわるトピックスを紹介いたしまして、関西小樽会の皆様と質疑応答を行うものでございました。この後、懇親会に入りまして、抽選会など余興を行って、最後に会の恒例であります潮音頭を踊り、閉会となったものでございます。これが関西小樽会総会懇親会の開催内容でございます。

それから、関西小樽会の企業誘致にかかわる貢献ということでございますけれども、大きなものといたしましては、平成 25 年 11 月に大阪のホテル大阪ベイタワーにおきまして開催いたしました、小樽市企業立地トップセミナーというものがございます。このときに参加企業数として 40 社が参加しておりますけれども、このうちの半数以上におきましては、関西小樽会からの声かけによるものということで、多大な御貢献をいただいております。このほか、このセミナーにおける基調講演者の紹介ですとか、それからトップセミナーの運営、受付など全面的に御支援、御協力をいただき、盛会のうちに終了したものであるということでございます。

○鈴木委員

ただいまの答弁によりまして、関西小樽会の本市への貢献の一端をかいま見ることができました。もちろん東京小樽会の重要性も比類なきものと確認しています。そこで同会を欠席した森井市長ですが、答弁では過去の出席動向を鑑み、当初は出席の意向であったが、一昨年の死亡事故があったおたるドリームビーチの 2 年ぶりの海開きに、道条例の制定もあり、メディアからも注目も浴びていることから、当然、当地市長の森井市長が出席し、飲酒運転撲滅の啓発などに努めなければならないので参加した。ここまでは私も理解をします。

問題はここからです。松田議員の再質問への答弁で、その日にさまざまな要因、またさまざまな出来事も起こり得ると思いき、7 月 9 日に小樽を離れるべきではないと判断し、顔が知られていない副市長を代理出席させることとした。結果的にはドリームビーチの海開きの後、小樽警察署主催の飲酒運転根絶に向けてのイベント等に 1 時間ほど出席した。また、昨日の予算特別委員会では、ドリームビーチの案内が来たのが 6 月 27 日で、30 日に出席の回答をした。小樽警察署との懇談の後、何もなかったので自宅に戻ったと答弁されています。海開きの後、イベントが 1 時間程度ということなので、自宅に戻られたのは何時ごろですか。

○（総務）秘書課長

ドリームビーチの飲酒運転の根絶啓発活動はおおむね午前 11 時から 1 時間以内で終了しております。その後、公務は終了という形になってございますので、正午から 12 時半ぐらいに御帰宅されたという形になってございます。

○鈴木委員

当然ですね、秘書課では案内を6月27日から市長の言う7月9日に起こるかもしれないさまざまな要因、さまざまな出来事の把握に努めたと考えます。7月9日に、午後何もないと把握できたのはいつですか、秘書課で。

○（総務）秘書課長

7月9日午後に何もないという形で把握をしたのは、実態的には直前に何もないという形で把握をしたという形でございます。

○鈴木委員

先ほど、関西小樽会の例を挙げまして、重要だという話をしたのですよ。この日は午後4時からそれがあるということですよ。市長は御答弁の中であるように、何があるかわからないけれども何となくあるのだろうと、いなければならぬというふうに思っているわけですよ。それは、当然、秘書課でリサーチをかけて、その日に何かあるか、当然それを調べるべきではないのですか。そして市長に大事な会議ですから、9日の夜は午後はいっていますよと、もしかしたら午後1便のANA774、13時20分、これには乗れるのではないかぐらいの話はできるのではないですか。どうしてそういうことをしないのですか。

○（総務）秘書課長

先ほど、直前ということで答弁をさせていただきましたけれども、まず、6月27日にドリームビーチの海開きの御案内を受領いたしまして、6月30日に投函したと。この時点において、ドリームビーチの海開きに市長が出席するというのを決定した時点で、関西小樽会への出席は副市長の代理ということで判断をさせていただいたところでございます。

○鈴木委員

ですからね、市長は言うなれば出たい、出たかったのでしょう。私はそう思っていますよ、最初に出席すると回答したのだから、行こうと思って。そしてドリームビーチがあって、海開きがあって、こちらのほうが優先だ、だからそれはわかる。そこから後時間があるではないですか。そしたら当然大事だということは秘書課が、半月ぐらい前の先のこともわからないのですか、秘書課で。6月27日にそういう話があって、7月9日の先の、半月ぐらい先の市長の予定すら、考えますよ。7月9日の午後から関西小樽会に行くのであれば、小さい会とかそうでなければ、それはキャンセルしますからと、そういうことをするのはないですか。それと6月27日に、それが入っていないということがわかっているのであれば、そのことは市長に言ったのですか。

○市長

リサーチしていなかったのかというお話だったかと思いますが、そのリサーチ、やはりそういう情報を得ていくというのは大変でございますので、そのリサーチにやはり時間がかかっているわけですよ。

（発言する者あり）

私としては、先ほど最終的には直前にということで、飲酒運転の根絶に伴う取り組みにおいては、昼で終わったということは把握できたところでございますけれども、それ以外の動きや取り組みについて、情報収集をされながら最終的にそこまで時間がかかる。その時間がかかって、直前までスケジュールが固まるかどうかかわからない中で、私自身が初めから関西小樽会や東京小樽会へ行くという形で段取ってきた中で、それが最終的には入りませんでしたけれども、もし入ってきたとしてしまった場合に、急遽キャンセルということになりかねない心配があったというのは、以前に話をさせていただいたとおりでございます。ですので、それをドリームビーチの返事をする時点において懸念したということもありましたので、副市長の代理出席を総合的に勘案して判断をしたというところでございます。

○鈴木委員

秘書課の第一の仕事は何ですか。市長のスケジュール管理でしょう。そして、市長が大事な会議に出席できるか

どうかの瀬戸際なのです。それを、半月程度の先のことも把握できなくて、職務怠慢ではないですか。市長に何か言っているのではないですよ、市長はわからないから、いなければいけないと言っているのだから、そのことをまともに受けると、秘書課は何をやっていたのだという話になるではないですか。秘書課が把握しなくて、市長のスケジュールは誰が把握するのですか。どうですか、秘書課、怠慢でしょう。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、そのように私自身がそのときに判断をさせていただいておりますので、秘書課自体が怠慢だということではないと、私は認識をしております。

私は、皆様もおっしゃっているように、私自身も東京小樽会、関西小樽会、このような取り組みに対しては非常に大切な団体だと思っておりますし、その会、機会あるごとに、私としても積極的に参加をしていきたい、この思いそのものについてはありますけれども、だからこそそのような急遽の変更とかで迷惑をかけたくないという思いもそのときに考えましたし、何度も繰り返して恐縮ですが、やはりその7月9日というのは皆様も御指摘のその7月13日、道条例の制定されたその日……

(「そんな話を聞いてないでしょう」と呼ぶ者あり)

その日と同じように重い日だと私自身は思っておりました。ですから、7月13日も小樽市から離れるべきではないと思っておりましたし、それと同じように、7月9日はその場から離れるべきではない、突然に何かが入ってきても、しっかり対応できるように行っていくべき一日だというふうに思っておりましたので、そのようなことも含めて、総合的に加味をし、私自身から秘書課に対して、その日については小樽にいるべきだと思っているので、その点において、ほかの予定も、リサーチというお話ありましたけれども、そういう話が入ってくるかもしれませんので、常に情報収集も含めて行ってもらいたい、そのように話をさせていただいたところです。

○鈴木委員

最後に、市長にお聞きをします。今、お聞きしたとおり、我々自民党としては、ドリームビーチの海開きは理解いたしましょう。その日、市を挙げて市長みずから飲酒撲滅啓発活動を指揮したのであれば、理解できないこともないです。しかし、何かあるかもしれないなど漠然とした理由で、市長がよく述べられている企業誘致の大事な柱である関西小樽会、東京小樽会に、森井市長が出席することが物理的に可能であったにもかかわらず軽んじ、口では重要だと言っておきながら行動が伴わないことを指摘しますよ。

また次の日、ワインの丘パークゴルフ場での市長杯です、そちらに出るための口実ではないかと勘ぐられる指摘もありますよ。今後のお考えではなく、この二つの指摘について、最後お答えください。

○市長

1点目においては、結果的に午後においてそのようなことにおいての予定が入らなかったですから、それは結果的にはそうではありましたが、私自身としては、その辺に伴う判断は間違っていなかったと思っているところでございます。

しかしながら、私としても東京小樽会、関西小樽会の取り組みにおいては、鈴木委員は軽んじていたのではないかという御指摘ではありますけれども、私自身はそうは思っておりません。そのような状況があったからこそ、副市長が市長の代理としていらっしゃる、私自身は一つしかありませんから、状況によってはやはりどちらかを選ばなければならないというときは、時には起り得るというふうに思いますし、それがもしできなかった場合には、副市長に代理にさせていただき、それに伴って対応していくというのは、今回に限らずさまざまな場面で出てくるのだというふうに認識をしておりますので、今回はこのような形で私なりに判断しましたが、今後においては、もちろん東京小樽会、関西小樽会において、そのようなお話があったときにおいては、今後においては積極的に出られるように調整をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

おります。

2 点目の件においては、先日、議会においてもパークゴルフ協会からの要請を受けて行った会でございます。そのときには山田議員も同席をされて、ぜひ出席をしてほしい御挨拶をいただきたいという話もありました。それがたまたまワインの丘パークランドだったということでございます。その会場においては例年グリーンパークのパークゴルフ場と持ち回りで、隔年で切りかわるそうです。ことしはたまたまワインの丘パークランドだったということでございますので、結果的に私自身はこちらに残ることを選択しましたので、もともと副市長が出席予定のところを、私自身のみずから出るということになったという経緯でございます。ですから、そのためだけのとかという意識ではなくて、先ほど来から話をさせていただいているように、そこにおける判断においては、総合的に加味をし判断をさせていただいたところでございますので、その結果、ワインの丘のパークランドもそのような要請等もあって、当然、重要な会でもあると思いましたので、その流れにのっとって出席をさせていただいたというところでございますので、御指摘の考えとは違うというところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

○委員長

新風小樽に移します。

○安齋委員

◎除排雪について

まず、除排雪についてです。

建設常任委員会の懇談会で示された資料の中で時間超過の部分が出ていましたので、まずその時間超過の理由を把握していればお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

昨年度の地域総合除雪におきまして、新雪除雪について、市で規定しております午前 7 時までには除雪作業が完了することということにつきまして、時間内に完了できた、1 時間未満のおくれがあった、1 時間以上のおくれがあったということに分類いたしまして、データ整理を行っておりますが、これに至った理由等の分析については現在完了していません。

○安齋委員

何で完了していないのですか。

○（建設）雪対策課長

この資料、時間超過についてのデータ整理が終わったのが 8 月の時点でございましたので、それからまだ時間がないということで、そのデータの整理の分析が終わるまでには至っておりません。

○安齋委員

それではやっているということですね。

○（建設）雪対策課長

一部ではございますが、まず業者の方に内容をお聞きしたりというようなことを今しているところでございますが、まだ完全に完了に至ったというところではございません。

○安齋委員

いつまで出しますか。

○（建設）雪対策課長

現在、データの整理中ですので、なるべく早く整理したいとは考えておりますが、今の時点でいつまでにできるという時間は計算ができません。

○安齋委員

次に、基準引き下げとガタガタ路面の検証結果について伺いますが、いつどのようにどうやって検証し、その結果をどのように分析しているのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

昨年、地域総合除雪におきまして、新たに取り組みした件につきましての検証というふうに考えますが、まず 1 点目、ガタガタ路面の解消につきましては、委託事業者の皆様やタクシー事業者の皆様からの聞き取りで、ガタガタ路面の発生が少なく、安全な走行が可能であった旨の回答があったことから、おおむね効果があったものと考えております。

また、除雪第 2 種路線の出動基準の見直しにつきましては、第 1 種路線との段差が解消され、ロードヒーティング付近の段差も小さくなったと地域総合除雪業者の皆様から回答があったもので、おおむね効果があったものと考えております。

○安齋委員

それは検証ではなくて、ただの聞き取りではないですか。

○（建設）雪対策課長

この検証というか、これのほかに出勤回数であったり、かかった費用という形についても、一定程度まとめまして、第 2 回定例会の建設常任委員会で示させていただいているのですが、何分でもこの指標に数的にどうだというものが無いものですから、聞き取りがメインの検証になってございます。

○安齋委員

今定例会の補正予算で出ている除雪費ですけれども、おおむね 5 メートルの基準とした当時平成 18 年度、19 年度当時の排雪運搬量と同じだと思いますが、まず、その当時の運搬量についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

昨年度、平成 27 年度に降雪量の累計が 5 メートルとしまして積算した内容でございますが、そのときは 18 年度、19 年度の平均がこの 5 メートルに近い値であったことから、18 年度、19 年度の平均値をもとに、昨年度は予算の中で路線排雪量を設定しておりまして、その値は 34 万立方メートルを採用しております。

○安齋委員

なぜ、今回の補正では、それを踏襲していないのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の予算では、繰り返しになりますが、平成 18 年度、19 年度の平均として 34 万立方メートルを採用しておりますが、昨年度実際やってみた実績でございますが、降雪量が約 5 メートルで路線排雪におきましては 27 万立方メートルという数値でございましたので、昨年度の実績をもとに 27 万立方メートルという路線排雪量を採用いたしました。

○安齋委員

それは 131 カ所未実施の路線があるからですね。平成 18 年度、19 年度当時、未実施のところはあったのですか。

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度に排雪を実施して、平成 27 年度に排雪を実施しなかったという箇所が 131 カ所ございましたが、18 年度、19 年度の未実施箇所ということにつきましては、現在、手元にデータがございませんので、数値は押さえておりません。

○安齋委員

今回、問題になるのは、排雪運搬量が平成18年度、19年度当時34万立方メートルだったと。それと同じ根拠で5メートルだと言って、ことしもおおむね5メートルの基準にしているのに、運搬排雪量は昨年の未実施の分を入れてから、そもそも抑制している予算はおかしいのではないかと私は考えで質問させていただいて、昨年は未実施131カ所あったと。だけど18年度、19年度当時はどうだったのかというのは、ここが何ていうのですか、未実施ではなかった場合、基準にしているのはおかしいという話になるので、それについては何カ所というのは要らないですけれども、未実施があったのかどうかだけ把握していれば、聞かせていただきたいのですが、それも難しいですか。

○（建設）雪対策課長

平成18年度、19年度について、正確に未実施箇所は何カ所あったかということについては、今この場で数値を把握しておりません。

○委員長

あったかなかったかについてもわからないということですね。

○（建設）雪対策課長

思うというふうになりますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。

○安齋委員

そこ重要なので、10分でも調べてきてもらっていいですか。

○委員長

調べると、答弁はできますか。

（「調べて出てくるかな。出てこない」と呼ぶ者あり）

○（建設）雪対策課長

箇所数、何カ所というのは10分では調べるのはちょっと難しいと思いますが、あったかないかだけであれば、それはあれば調べられます。排雪箇所であつたら排雪しない箇所があつたかどうかということだけであれば、調べられると思います。

○委員長

では、時間的には少し待てばすぐ出ますか。

（「事前に言った気がするけど、抜けていたのかな」と呼ぶ者あり）

○建設部安田次長

直接の数字としてのカウントはなかなか難しいのですが、私の経験上の話で答弁させていただきますと、数カ所については毎年大雪になっても排雪しない箇所というのは出てまいりますので、推測になりますが、存在していると、私は思います。

（「大雪でもやらない箇所あるのは、まずくない」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

それは、そもそも未実施であつた部分があるということで、ただ131カ所ぐらいまであるかどうかはわからないということですよ、今は。ここが重要だったのですけれども、まあいいです。とりあえずことしの排雪運搬量については、昨年の131カ所中止した抑制予算だということであると思います。これ、もし昨年並みではなく、もっと大雪になった場合、予算は足りるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

気象状況については現在から推定することはできませんので、まず除雪をしっかりと行い必要な時期に必要な箇所の排雪作業を行うことで、そういう考えを市の除雪業者の皆様にも説明し、効果的な業務を行うことによって、本

定例会での補正後の予算の中で、最大限の効果が発揮できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○安齋委員

私が聞いているのは、それで予算が足りるのかということです。

○建設部長

まず降り方、降雪量今 5メートルで予測いたしましたけれども、降り方もまだわかりせん。それから同じ降り方でも一遍に降るのか、それとも毎日極端な話 5センチメートルずつになるのか、そういうことはわかりません。そういうことで、今の段階では 5メートルということを基礎にやっておりますし、私どもとしますと、まずはひとつある予算の中で効率的に取り組むということが第一の仕事でございます。それが私どもの責任です。ただ、降り方によります、これはまだ予想がつきませんけれども、例えば 5メートルが極端な話 8メートル、9メートルになれば、当然足りないわけですから、そこら辺についてはそのときの状況に応じて、財政当局とは、それは皆さんに説明しますけれども、そういった形で足りないのですということを説明しながら、財政ともまた相談していかなければならないと考えてございます。

○安齋委員

でも、暖冬で中止している箇所があるという予算で組んでいるのだから、多分昨年と同じぐらい降ってもその状況だということで間違いはないですね。それと同じイメージを持っていていいということですね、予算組みは、そもそも。

○（建設）雪対策課長

ただいま建設部長が答弁しましたとおり、同じ降雪量であっても降り方であったり解け方であったり気温等のいろいろな要素がございますので……

（「予算が足りなくなったら、どうだと言っているのです」と呼ぶ者あり）

全く同じ状況で全く同じであれば、全く同じことになると思います。

（「全く同じなら、そうでしょう」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

確かに降り方とかいろいろあると思いますけれども、補正予算ありきと思われるような予算組みでありますので、私としては最初から抑制の予算を認めることはなかなか難しいと思っています。

市長に伺いますが、市長のきめ細やかな除排雪とは、何かお答えください。

○市長

私自身、きめ細やかな除排雪という表現、何度もさせていただいているところでございますけれども、やはり雪が降れば例年ガタガタの道路になったりとか、または非常に滑りやすい状況であったりとか、やはり冬特有のさまざまな不便を感じるころだと思えます。それをできる限り最小限に抑えていく、ガタガタである状況をできるだけなくして、車等も含めて通行しやすい環境を整えたりとか、またさらには車等がなかなか除雪が行き届かず、すれ違いができないような状況等も見受けられた過去もありますので、できる限りしっかり取り組むことによって、そういう機会ができる限り少なくなるように、それに伴って市民の皆様のご生活環境が少しでも冬においても外に出てもできる限り不便のない状況をつくっていくことが、私なりのきめ細やかな除排雪の目的でございます。

○安齋委員

それであれば、排雪抑制はおかしいのではないですか。しっかり排雪運搬量は、この平均値で根拠となる平成 18 年度、19 年度当時と同じように 34 万立方メートルで見積もってあげているほうが、いつ何かあったときに外に大雪が降ったらすぐ排雪に入れるとかになりませんか。市長はそのことについてどういうふうにお考えですか。

○市長

現行において昨年度の状況を踏まえながら、原部でこのたび予算化をしていただいていると思っております。

ございます。その予算の中で、限られた予算ではありますけれども、今話をさせていただいたことに取り組んで行っていくことで実現がなされるのであれば、過去の平成18年度、19年度も一つの参考の数値としては起こり得ると思ってというふうに思っておりますけれども、このたび原部で、そのように判断をし、取り組むということで、それに向けて実行していただければ、私自身はその今回組んだ予算において不満があるわけではございません。

○安齋委員

不満があるわけではないと、あなたが組んだのでしょうか。未実施の路線があるというふうに、市民に説明するというところでよろしいですね。昨年と同程度の。未実施の分の予算で組みましたということの説明をさせていただいて、よろしいという理解でいいですか、市長。

○市長

排雪においても、地域ごとにおいて、小樽は特に昨年、雪対策課のほうで地域ごとにおける雪の降り方等も確認をさせていただいたところでございますけれども、その年々によって、雪の降り方、また地域によつての違い等あると思います。ですので、それが昨年度やらなかったところを今年度もやりませんという話ではないという認識をしております。しかしながら、そのような現行においての排雪予算の中で、できる限り効率化をさせていただいて、できる限りその環境を整えていくことが重要な役割だと思っておりますので、今、安齋委員が御指摘の未実施のところをまたやりませんということとは違うと思っております。

○安齋委員

言い方を変えます。未実施分をやらないということではよろしいですね、排雪量。

(「首かしげているよ」と呼ぶ者あり)

箇所をやらないのではなくて、排雪量として34万立方メートルだけれども、27立方メートルで組んでいるから。

箇所をやるやらないではなくて、全体的な量として34万立方メートルを昨年つけてたけれども、実績としては27万立方メートルだったと。それをそのまま踏襲した予算だから、昨年度の当初の34万立方メートルよりも少ない予算ですね。だから結局は総体としては運搬排雪量は少ないままの予算ですねという理解でいいですね。

○市長

御指摘のとおり27万立方メートルで組んでおりますので、その分の排雪が基本になると思っております。

○安齋委員

私としては、ある分節約してやることはいいとは思うのですけれども、やはりしっかり全体を見て、どこが除排雪対象路線だとかしっかりルール決めをしてから、そういったことをやるべきであって、なぜ昨年度の少ない部分だけを排雪に使うのかというのが疑問ではあります。

◎高島漁港について

次に、高島漁港について伺いますけれども、いろいろ問題になっておりますが、まず観光船事業者の事業計画書を見ましたけれども、何で4月から11月しか営業しないのかというのが気になります。これについて説明をお願いします。

○(産業港湾)管理課長

事業が4月から11月までという計画になっておりますけれども、基本的にこの冬期間以外の期間は観光船の事業を行うということで聞いております。ただ、冬期間においても、予約があれば運航するというところで話を聞いております。

○安齋委員

ここは漁業権が設定されています。もし、漁師たちとトラブルがあった場合、漁業権の侵害罪に当たるということになると思っておりますけれども、もし事故があった場合は、誰の責任で誰が補償するのかお聞かせください。

○(産業港湾)管理課長

事故が発生した場合の責任についてですけれども、それぞれの状況に応じて判断される場合があるかと思いますが、基本的にはその事故の原因者の責任となると考えております。

○安齋委員

許可した市には責任はないということになりますか、状況によって違いますか。

○(産業港湾)管理課長

状況に応じて判断されると、先ほども申していますけれども、あくまでもこれは船舶の運航上で起こり得る事故ということでありますから、許可した港湾管理者には責任はないものと考えております。

○安齋委員

係船、係留させることを許可した市には、係留したときにトラブルがあったときはないですか。それでもないということではよろしいですね。

○(産業港湾)管理課長

特に係留したときにそのような事故が発生したという話は聞いておりません。

○安齋委員

Uフックの部分ですけれども、なぜ撤去指導をするのか、お聞かせください。

○(産業港湾)管理課長

Uフックの取り付け方についてですけれども、岸壁から車両等が転落しないためにある車どめというものに設置されています。基本的に車どめですから、車輪が当たったときにドライバーが違和感を覚えるだとかということによって、岸壁から車両が基本的に転落しないということを知らしめるためについている施設でありますから、基本的にUフックをつけることによって、これは船が係留される目的でついておりますので、これが船の動きによって引っ張られるだとか、要は車輪が当たるという以外の力が加わるという想定がないものですから、それは適切ではない使用なのでやめてくださいという指示をしております。

○安齋委員

ここは冬になると波が高くて、そういった問題で離れてしまって、もしかして船がどこかに行つてぶつかるというトラブルがあると思いますが、その分、心配して聞きました。

先ほど来から管理課長、岸壁と言っていますけれども、ここ護岸ではないですか。

○(産業港湾)管理課長

失礼しました。護岸です。訂正させていただきます。

○安齋委員

であると、北海道開発局では、護岸は背後地を守るための施設であり、船舶は係留できませんといっていますけれども、これについてどのように説明しますか。

○(産業港湾)管理課長

今、高島漁港のこの護岸のお話でしたがけれども、運河の中で係留されている施設についても護岸という扱いで、そこに観光船とかプレジャーボートが係留しておりますので、その辺のところについては問題ないのかなと考えています。

(「運河はいいんですか」と呼ぶ者あり)

(「運河もいいじゃないです。運河は護岸ですと言っただけで、事実を言っただけです」呼ぶ者あり)

(「ああ、事実を言った。いいのか悪いのかはね」と呼ぶ者あり)

○委員長

もう一度答弁していただけますか。

(「うん、いいのか悪いのかというのを」と呼ぶ者あり)

もう一度答弁していただいてよろしいですか。

○(産業港湾) 管理課長

今、高島護岸のお話でしたけれども、例として運河ですとか、そういうところの護岸も係留施設として使っていますので、高島についても問題ないものと考えています。

○委員長

船舶の係留は、護岸でもできるという判断でよろしいということですね。

○(産業港湾) 管理課長

はい、そのとおりです。

○安齋委員

その根拠、私、調べたのですけれども、わからないので、お聞かせいただけますか。

○産業港湾部参事

根拠ということでございますけれども、基本的に護岸等含めて小樽市の港湾施設の部分については、管理使用条例に基づいて支障がないといいたいでしょうか……

(「それじゃなくて、護岸に係留できるといっている」と呼ぶ者あり)

護岸に係留できるという部分については、小樽市の港湾施設の部分と港湾施設の使用の管理委託を受けている部分については、市の条例に基づいて許可をしているというところでございます。

○安齋委員

いずれにしても、漁業権が設定されていて既に漁業を営んでいる方がいらっしゃいますので、私としてはやはりそういった方々ときちんと話をして協定を結んで、しっかりいい形で進めていただきたいと思っています。今の形のまま何か無理やり許可したとかということで、逆に事故が起きたときに、責任問題になりかねないと危惧します。その点ぜひクリアにしていきたいと思っています。ちなみにこれはまだ運航されていないですね。

(「したよ」と呼ぶ者あり)

したの。

(「運航したよ」と呼ぶ者あり)

○(産業港湾) 産業港湾室長

実際に観光船の運航につきましては、もう行っております。

○安齋委員

何か私、うわさで運転士が全部やめたと聞いたので、それはあれでしたけれども、済みません。

◎人事について

次、人事について聞きます。

本会議で任命権者と最終的な調整は行ってきていると、市長答弁がありましたけれども、まず任命権者とは何かお聞かせください。

○(総務) 職員課長

任命権者につきましては、地方公務員法なり、そういう法律の規定に基づいて定まっているものでございますけれども、基本的には市長、あとそれぞれ部局ございますので、例えば教育委員会であれば教育委員会が任命権者になりますし、公営企業であれば公営企業の管理者が任命権者、あと消防については消防長が任命権者になる、ほか

にも少しありますけれども、その辺は割愛させていただきます。

○安齋委員

まず、市長が言っていた最終的な調整というのは何なのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

法律の規定によりまして、それぞれ市長と任命権者が調整を行わなければならない、それが法定上決まっているものがございまして、例えば地方公営企業管理者でありますと、地方公営企業法の中で規則で定める主要な職員の任免については事前の市長の同意が必要となっておりますし、消防の職員については、任命権者が消防長ですけれども、全ての職員の任免に関しまして市長の承認が必要ということになってございます。

○安齋委員

最終的な調整というのは、今のお話したことということですか。

○（総務）職員課長

これまで法令にのっとって最終的な調整を行っているということで、市長から答弁させていただいていますけれども、その法令の規定にのっとったことをやっているということでございます。

○安齋委員

そもそもその調整とは、どういう意味ですか。

○（総務）職員課長

法定で定められたことをやっているということしか言いようがないのですが、具体的に申しますと、例えば地方公営企業で言いますと、文書で事前に任免してよいかどうかという文書のやりとりをしているというようなことになっています。

（「文書のやりとりだとかですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○安齋委員

では、最終的に文書のやりとりは行いましたということですね。ということは、事前の調整はしなかったということで、よろしいですね。

○（総務）職員課長

事前のというのは、その人事案を決定する前までの過程でということかと思いますが、それについては、ほぼ私のほうでも、把握できない部分でございます。

○市長

以前にも答弁させていただいているところでございますけれども、人事において、特に事務方においては当然にそれぞれの部局との行き来が出てきますので、それに伴う調整というのは行っているところでございます。

（「部局でなくて、全ての任命権者です」と呼ぶ者あり）

（「任命権者との調整」という者あり）

（「事前の調整をやっていたのですか」と呼ぶ者あり）

ですから、何度も話していますけれども、事前にそれぞれの、例えば教育委員会であったりとか病院であったりとかというのは、事前にやりとりしないと、その人員が動かせるということにはやはりなりませんので、それについては事前のやりとりというのは行っているところでございます。

○安齋委員

任命権者の一人の議長はされていないと言っていますけれども、どうなのですか。

（「これ要ります。言っているのかな、個別のやつ、そうやって。言っているですかね。いいですか」と呼ぶ者あり）

(「うん」と呼ぶ者あり)

○市長

本来こういうところで個別の案件について触れるべきでない、私は思いますけれども、一応これは過去からの慣習だと聞いているところでございます。どうしても人事異動の時期と、それを、議長が決まる臨時会の時期というのかなりぎりぎりということで、それで人事の動きにおいては、第一党の議長候補予定者というのが決まりましたら、その方と調整をするという習慣となっているようです。これは何かうたわれているとか決まっているということでは私はないと認識しておりますけれども、ということもあまして、当時、第一党の中で議長候補予定者というのが決まりましたと聞いておりましたので、その候補予定者の方と調整をさせていただいたところでございます。

(「じゃ、違う人と調整したでしょう」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

当時の教育長が副市長でいらっしゃいますけれども、事前の調整はされていたのですね。確認だけさせていただきます。

(「何年度のときの」と呼ぶ者あり)

平成27年度です。

○副市長

平成27年度で言えば、特にありません。それは、27年度に限らず、教育長に人事の相談は23年度、24年度ともありませんし、25年度はこちらから要望で行きました。25年度行ったので、26年度は相談がありました。27年度はありません。そういう状況ですので、過去の教育長の話を知ると、人事のうちうちの相談は教育長にはなかったと伺っています。

○安齋委員

要は、本会議で最終的な調整を行ったという答弁が出てきているので、調整をしているのだというふうに理解はしたのですが、結局は書面のやりとりだけだったと。事前の調整はしていなかったということなので、その理解をしたかったということですね。調整というのが、最終的調整は文書のやりとりだと先ほどおっしゃっていましたが、それと違うのですか、市長の言う調整は。

(「今の質問は事前という話ですよ」と呼ぶ者あり)

はい。

(「はい」と呼ぶ者あり)

でも、していないと言っているのではないですか、教育長が。

○委員長

きちんと質問と答弁と分けてお願いします。

○安齋委員

教育長は平成27年度していないと、今言いましたよね、事前調整。それどうなのですか、市長。

○副市長

私が教育長時代に、教育長にはその話は多分なかったと思いますが、教育部長とあったのかもしれませんが、それは。ここに来たときには、人事はほとんど教育部長と総務部の話で進めておりましたので、そういう意味では教育部長とその人事の話はされていたのかもしれませんが。

○安齋委員

何か私の想定していた答弁と違いますので、この件そろそろ、ほかの任命権者にも聞きたいところでありましたけれども、今回はやめまして、要は、任命権者それぞれに人事権があるということで、その調整が本当にきちんと

されていたのかというのが、すごい疑問でありました。いろいろ答弁とか聞くと、最終の調整を行っているという、本来調整したのですかという質問に対して、最終の調整を行いましたとぼやかすのですよね。だから何なのかというのがわからなかったので、今回は調整は、事前調整はしないで、最終的に書面のやりとりだけはやったということの理解をさせていただきますので人事に対しては終わりたいと思います。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について

次ですけれども、策定会議の、今、先ほど鈴木委員の話もありましたけれども、酒井隆行議員の再々質問に対して、まさに現在そのような意味では改革をどんどん進めているということですから、先ほど3点と1点、視点の部分で市長お答えになっていましたけれども、改めて改革の部分3点と視点の部分をお答えいただきたいと思います。

○市長

私としては、意識を改革をしていくという話を先ほどさせていただいたかと思えます。そして、今までの取り組みが当たり前だということではなくて、そういうことにおいてもしっかりと課題も含めて見ていくべきだという話、さらに研修も改革等行っている、そのように先ほど答弁させていただいたかと思えます。

○安齋委員

その意識改革というのは、どういう改革をさせたいのか、お聞かせください。

○市長

意識改革といっても、言葉としては大変大きな範囲になっていくと思えますけれども、やはり長きにわたって同じ体制であったということから、いわゆる日常において行っていることを、全て当然のごとく進めていくことに対しての私は不安、心配等があります。ですから、目の前にあることそのものが、常々に正しいということではなくて、先ほども話をさせていただいたように、目の前にやっていることそのものにおいても必ずしも正しい流れではなくて、一つ一つ確認をし変えていく、それが一つの改革の考え方として私なりに持っているところでございます。

あともう一点、先ほどの話の中で市民目線だという話もさせていただいたところでございます。これは私なりに、市民の皆様から声を伺ったときに、市民の皆様から見て、市政が非常に遠く離れたところでやっているとか雲の上で取り組んでいるのではないかと、そのような御指摘も受けたところでございます。ですので、市民目線で行うこと、また我々から市民の皆様へ歩んでいくこと、そのような視線においても、今までとは違うスタンス、考え方のもとでやっていただきたい、そういう意味合いにおいて、私は意識改革という表現をさせていただいております。

○安齋委員

先ほど3点言いましたけれども、1点目が2点目だったということですか。今、同じこと言っていましたでしょう。

（「書いてもらったほうがいい」と呼ぶ者あり）

どういふこと。意識改革の中に2番の原点に立ち返るということが入っているのですか。

（「も入っています」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほど3点あったという表現だったので、3点という表現で私答弁させていただきましたけれども、その意識改革という考え方のもとに、安齋委員が言うその2点目という枠組みも入っているところでございます。

○安齋委員

最後に、研修方法を変えているということですから、以前、市長が研修方法を変えていると豪語したところに、ええ、こんなことかと思ったことがあるのですが、AEDの研修が市長が言う研修方法の改革なのでしょう。何を变えているのか、お聞かせください。

○市長

恐縮ですが、そのときにおける答弁、正確に表現ができるか、ずれがあるかもしれませんが、そこは御容赦いただければと思います。

AEDにおいては、その話の流れの中で、最初に話をさせていただいたところでございますので、それも一つの新たに導入をしたということで表現をさせていただいたところでございますけれども、もちろんそれだけではなくて、研修において、このたび副市長にも参画いただいて、講師になっていただいたりとか、さらにはプロジェクトチーム等もつくらせていただいて、企画力を高めるために取り組んだりとかしているところでございます。研修といっても、OJTに限らず、さまざまな要素があると思っておりますので、それをいろいろな形で導入をしているということで、研修を変えているというような表現をさせていただいたところでございます。

○安齋委員

それで、最後先ほど鈴木委員も言っていましたけれども、これらの改革をしている状況で、その考えを受け入れてくれれば、いつでもウエルカムですというのは、どういうことですか、結局。その考えをいいのではないのと商工会議所が言ったら、それで受け入れるということですか。これだけ聞かせてください。

○市長

いわゆる、その市としての例えばということで、具体的な改革は何なのかということで、先ほど話をさせていただいたところでございます。私が話をさせてもらっていた先ほどの話においては、市政がそのように今までの前任者であったりとか、その体制とは違う流れになってきている、またはそれに伴って具体的な改革という形はそういう表現させていただきましたけれども、それだけに限らず、市の流れであったり方針であったり考え方、それらが全て変わってきているというところでございますので、その市の中で変わってきている、改革を進めている、そのことに対しての御理解をいただいて、私としては進めていくことが重要だと思っておりますので、そこに考え方の差がある、思いの差がある、そのように考えているところでございます。

○安齋委員

市長の、いわゆる言っている改革とかが、変えるとかがよくわからないのです。その変える改革が何か目的化してしまっ、それ手段ですよ。その手段を、では何なのだと聞いたら、いまいち本当にこれで改革なのかというところもあつたりとかして、ぜひ参考にさせていただきたいのが、市長の持っている改革を全て一覽で資料として出していただきたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。